

# 令和5年塩尻市議会3月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年3月10日（金） 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

### ○審査事項

議案第 15号 令和5年度塩尻市一般会計予算

### ○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	石井 勉 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	上條 元康 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	山崎 油美子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

### ○欠席委員

なし

### ○欠員（1名）

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

昨日に引き続き、予算の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、一問一答による質問、答弁を心がけていただき、発言に際しては必ずマイクを使用してください。また、1時間を目安に10分程度の休

憩を入れますが、入退出は自由に行ってください。

本日は7款商工費までを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

---

### 議案第15号 令和5年度塩尻市一般会計予算

○委員長 それでは、3款民生費1項社会福祉費141ページから5項災害救助費180ページまでの説明を求めます。

○福祉課長 それでは、予算書141、142ページをお開きください。予算説明資料は11ページからとなります。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、上から4つ目の白丸、地域福祉推進事業5,551万7,000円ですが、上から7つ目の黒ボツ、地域福祉計画策定業務委託料は、市民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるために、地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画の策定を令和6年度から策定するための業務委託料になります。また、次の黒ボツ以下の地域福祉協働推進補助金、ボランティアセンター事業補助金、地域支え合いネットワーク事業補助金につきましては、地域福祉全般の事業について、市社会福祉協議会に補助するものになります。

一番下の白丸、民生委員等活動推進費2,771万円ですが、民生児童委員160名分の報酬や活動費等の交付金になります。

143、144ページをお開きください。予算説明資料は12ページになります。上から2つ目の白丸から3つの白丸、ふれあいセンター洗馬、広丘、東部の運営費になります。市内3圏域に設置した、ふれあいセンターにおける運営費で、指定管理者はいずれも市社会福祉協議会となっています。内容は、指定管理料と講座参加者等の送迎用バスの維持管理費、またはリース料などとなっています。

一番下の白丸、生活困窮者自立支援事業1,626万1,000円ですが、経済的に困窮している方を対象に生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施し、困窮者の課題を整理し、問題解決に向けた支援を行うものです。1つ目の黒ボツ、自立相談支援事業委託料は、保健福祉センター1階に設置しています生活就労支援センターまいさぼ塩尻における生活の自立に向けた相談支援と家計改善支援の実施を市社会福祉協議会へ委託しているものです。

145、146ページをお開きください。予算説明資料は12ページになります。次に、2目障害者福祉費の1つ目の白丸、障害者福祉事務諸経費1,509万6,000円ですが、障害者手帳の取得や障害福祉サービスの支給決定に関する事務処理に必要な経費です。下から7つ目の黒ボツ、障がい者福祉推進プラン策定委託料は、令和6年度から3年間においての計画策定の委託料になります。

次の白丸、障害者生活支援事業1,808万2,000円ですが、在宅の障がい児・者の安定した日常生活を支援する事業です。上から7つ目の黒ボツ、強度行動障害児・者住宅改良促進事業補助金は、居宅において破壊行動等を行ってしまう障がい児・者に対し、住宅改良費の補助をするものです。

147、148ページ、最初の白丸、障害者福祉サービス事業13億6,136万2,000円ですが、5つ目の黒ボツ、障害福祉サービス給付費は、障がい者等の生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、個々に応じたサービスを提供する事業です。サービス内容は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスや計画相談を行う4つの支援区分となっています。特に、訪問系サービスの重度訪問介護、日中活動系サービスの就労継続支援B型、居住系サービスの共同生活援助の利用が年々増加しています。

次の白丸、障害児入所給付事業1億9,856万3,000円ですが、2つ目の黒ボツ、障害児施設給付費は、障がい児の生活を支援するため、児童福祉法に基づき提供するサービスの給付費です。そのサービスのうち、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用される方が、こちらについても年々増加しています。

次の白丸、地域生活支援事業8,744万5,000円ですが、障害者総合支援法に位置づけられた市町村事業で、市町村の創意工夫により、相談支援や地域活動支援など、柔軟なサービス提供を行うものです。上から11番目の黒ボツ、手話通訳料は、聴覚に障がいのある人からの申請に基づき派遣を行う手話通訳者、要約筆記者に対しまして、派遣に係る費用を支払うものです。3つ下の黒ボツ、点訳奉仕員等養成事業委託料は、手話奉仕員や要約筆記、朗読ボランティア等の養成や育成、研修事業を市社会福祉協議会に委託するものです。2つ下の黒ボツ、障害者総合支援事業等委託料は、塩尻市、山形村、朝日村地域での基幹相談支援センターボイスや、障がい者の総合相談支援センターの運営及び地域生活支援拠点整備を実施していく負担金です。次に3つ目の黒ボツ、手話通訳講座補助金は、市の登録手話通訳者のレベルアップを目的に、研修に参加した際の受講料や派遣通訳者の会により開催された講座の費用、研修会参加費の一部を補助しているものです。次に3つ下の黒ボツ、地域生活支援事業給付費は、訪問入浴サービス、移動支援、日中一時支援などのサービス提供に伴う利用料を給付するものです。特に、日中一時支援事業としましては、強度行動障害児・者の報酬単価分を増加しました。一番下の黒ボツ、障害者等日常生活用具給付は、重度心身障害者等に対しまして特殊寝台、入浴補助用具、ストマ用器具などの日常生活用具を給付するものです。

149、150 ページ、最初の白丸、自立支援医療給付事業9,186万9,000円ですが、心身の障がい除去したり、程度を軽くしたりするための医療について、医療費の自己負担分を軽減するための給付です。

次の白丸、障害者援護事業5,921万2,000円ですが、日常生活に常時介護を必要とする重度心身障害者等の円滑な在宅生活を支援するため、国の手当を支給するものです。以上となります。

**○高齢支援担当課長** 続きまして、3款1項3目老人福祉費になります。資料はそのままお願いいたします。説明欄2つ目の白丸、老人福祉施設費1,249万4,000円ですが、松塩安筑老人福祉施設組合養護老人ホーム温心寮と松塩筑木曾老人福祉施設組合特別養護老人福祉施設桔梗荘の負担金になります。

次の白丸、高齢者等生活支援事業4,507万3,000円ですが、低所得の高齢者を対象に、生活支援や権利擁護、訪問歯科健診等、在宅生活の支援に対する経費となります。

予算書151、152 ページ、上から10番目の黒ボツ、口腔ケア推進事業委託料は、塩筑歯科医師会に委託しています訪問歯科健診の委託料となります。財源は後期高齢者医療低栄養・重症化予防事業負担金で、負担率は10分の10です。上から11番目の黒ボツ、成年後見制度中核機関委託料は、成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を社会福祉協議会に委託するための経費です。財源は地域生活支援事業等補助金で、補助率は国2分の1、県4分の1です。その2つ下の黒ボツ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金ですが、介護認定等の一定の要件を満たした高齢者の自立支援のための住宅改修に係る経費です。財源は県の高齢者やさしい住宅改良促進事業補助金で、補助率2分の1です。下から2つ目の黒ボツ、介護サービス利用助成金は、在宅で介護認定等を受けている低所得世帯に対して、居宅サービス等の利用料の支払いに使える助成券を交付するものです。利用者の増加に伴う支出額の増加により、前年度比308万円余の増額となります1,382万円を計上するものです。

次の白丸、高齢者生きがいがづくり事業305万1,000円ですが、高齢者の生きがいがづくりと地域活動の促進を図

ることを目的とし、老人クラブに対し活動補助金の支出を行っているものです。財源は県の老人クラブ活動推進事業補助金で、補助率3分の2です。

次の白丸、老人福祉施設措置費 5,833 万 3,000 円ですが、上から3つ目の黒ボツ、養護老人福祉施設措置費は、経済的な理由等により身体や環境的に老人福祉施設に入所することが必要な方に対し、審査の上、養護老人ホームを利用できるよう措置するための費用となります。

次の白丸、家庭介護者支援事業 1,787 万 1,000 円ですが、年間 180 日以上、在宅で要介護認定者を介護している御家族に対する慰労金を支給するものです。要介護3の方で4万円、要介護4と5の方は8万円の支給となります。

予算書 153、154 ページ、初めの白丸、長寿祝賀事業 1,528 万円ですが、100 歳の方及び最高齢の方への祝い金や、区等により実施される敬老行事への補助金等の経費です。

次の白丸、老人福祉センター運営費 2,036 万 9,000 円ですが、北小野老人福祉センターの施設の維持管理及び事業運営に係る経費と、老人福祉センター百寿荘と田川の郷の運営に対する補助金となります。私からは以上です。

**○福祉課長** 続きまして、4目福祉医療費の一番下の白丸、福祉医療費給付金事業 4 億 5,493 万 5,000 円ですが、令和4年4月から、子どもへの医療費補助の対象年齢を中学校卒業までから高校卒業までの18歳後の3月31日までに拡大し、また、障がい者、ひとり親世帯の母子、父子等に対し安定した生活を支援するため、自己負担とする医療費の一部を支給するものです。以上となります。

**○長寿課長** 続きまして、5目介護保険事務費の説明欄2つ目の白丸、介護保険事業特別会計繰出金 8 億 5,766 万 3,000 円につきましては、介護給付や地域支援事業などの介護保険事業に係る経費に対し、法定割合による市の負担分を介護保険特別会計に繰り入れるものです。内容につきましては、介護保険事業特別会計で御説明します。私からは以上です。

**○福祉課長** 続きまして、6目保健福祉センター管理費の白丸、保健福祉センター管理諸経費 1,980 万 6,000 円ですが、保健福祉センターの施設管理を行います。上から11番目の黒ボツ、環境整備委託料は、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針により、敷地内の花壇の草取り等を市内障害福祉サービス提供事業者へ業務委託するものです。以上となります。

**○市民課長** 次に、7目国民健康保険総務費となります。説明欄2つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、低所得世帯の保険税軽減額、事務費などの繰出金となります。内容につきましては、国保特別会計当初予算で改めて説明させていただきます。なお、繰出金のうち低所得世帯への保険税軽減分の財源として、国と県が国民健康保険基盤安全負担金として定率で負担しております。

続いて、157、158 ページ、8目後期高齢者医療運営費となります。説明欄1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合の事務費と医療給付費に係る本市の負担金となります。

次の白丸、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、低所得者等の保険料軽減相当額と事務費を繰り出すものとなります。内容につきましては、後期高齢者医療特別会計で改めて説明いたします。なお、繰出金のうち保険料軽減分の財源とし、県が長野県後期高齢者医療基盤安定負担金として4分の3を負担してい

ます。私からは以上です。

○**委員長** 先ほど 180 ページまでと申し上げましたが、158 ページまでの説明で一旦区切って質疑を行いたいと思いますのでお願いいたします。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**柴田博委員** 152 ページの下のほうの老人福祉施設措置費の中の養護老人福祉施設措置費ですけれど、具体的にどういう場合にこれが措置されるのか、もう少し詳しくお願いします。

○**長寿課長** こちらは、虐待等により家庭で生活ができない場合、あるいは経済的に家庭で生活ができないような場合に養護老人福祉施設に入所をさせていただいて、その間、虐待や経済の困難な場合に、そちらで生活をさせていただくことで対処していただくものになります。

○**柴田博委員** それは、対象になる人というのは本人の申請か何かでするのですか。それとも、市が関わっている中でそういう方がいれば積極的にやるのですか。

○**長寿課長** 市の審査をしまして認定をさせていただいて、必要であれば、市からお願いするような形になります。

○**柴田博委員** 本人から申請を受けて、それを審査して、措置するのが適当であると判断された場合にそうなるということですか。

○**長寿課長** そのとおりです。

○**柴田博委員** この予算というのは、何人分くらいを想定しているのですか。

○**長寿課長** 令和5年度につきましては28人分を予算化しています。

○**柴田博委員** 28人分というのは、今までの実績等からこれくらいだろうという判断で予算を組んでいるのですか。

○**長寿課長** 係長から説明させていただきます。

○**高齢支援係長** 現在、入所は27名になっております。

○**柴田博委員** もう28人のうち27人は入所しているということ、その人が継続して入っているのです、この予算ということですか。

○**高齢支援係長** そのとおりです。

○**委員長** ほかにありますか。

○**赤羽誠治委員** 同じページなのですが、成年後見制度の関係の委託料なのですが、最近、認知症の方が非常に増えている、そんな報道やいろいろ状況もあるのですが、これは実績とか、その辺のところを細かく教えてください。

○**長寿課長** 成年後見の中核機関の実績でよろしいでしょうか。本年度は相談件数240件ありまして、認知症については125件、知的障がいの相談につきまして54件、精神障がいについての相談は36件、その他総合的な相談として25件という件数になっています。

○**赤羽誠治委員** その中で、実際にこの後見制度を利用されている方はどのくらいになるのでしょうか。

○**長寿課長** 確認をしまして、後ほどお答えさせていただきます。

○**委員長** ほかにありますか。

○**山崎油美子委員** 148 ページの障害児入所給付事業で、障害児通所給付費支払手数料のところ放課後サービ

スというのが御説明にありましたが、もう少し詳しく教えていただきたい。そのサービスというものは民間も関わっているのか、その辺も教えていただきたくて、お願いします。

○**福祉課長** 放課後等デイサービスにつきましては、市内の事業所7か所ということがありまして、そちらで学齢期の児童が学校授業の終了後や休日に、生活能力向上のために必要な訓練ですとか、社会との交流の促進、その他の必要な支援を行う福祉サービス、障がい児の学童保育のようなもので、児童館的なものと市は認識しております。

○**山崎油美子委員** 今、民間で放課後教室とか、何か幾つか民間のところでは塩尻に入ってきているところがあるのですが、そういうところは、福祉課としては特にそこを紹介するとかということではなくて、市の公的なもので放課後のデイサービスをということになるのでしょうか。

○**福祉課長** 基本は今あるサービスということでやっていますので、民間のほうは、また情報を仕入れながらとか、聞き取りながらやっていきたいと思えます。

○**山崎油美子委員** 民間でもお話を聞きましたら、かなりいいサービスをしているところもあるので、またその辺情報を入れていただいて、ぜひ対象の家族に紹介していただけたらというのが要望です。お願いします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 先ほどの152ページの赤羽委員と関係しますが、成年後見に関して、ここで中核機関と、その幾つか下にある成年後見支援センター、これは両方、社協が事業主体ということによろしいですか。

○**長寿課長** 成年後見の中核機関につきましては、市が設置するものになっていまして、社協に委託をしています。成年後見支援センターについては、社協の事業になりますが、そちらには活動費として補助金を支給している形になります。

○**副委員長** 事業が違って、同じ社協に委託費と補助金と行くわけですが、その対象の仕事の違いを教えてください。

○**長寿課長** 中核機関の役割につきましては、成年後見人制度の周知、啓発、相談ですとか、後見人の育成、支援などが主な業務になります。成年後見支援センターの業務につきましては、成年後見の相談を受けるということ、支援をするということと、本来の支援の業務ということになります。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** そもそも成年後見人制度というのは、老人だけではなくて、精神的な障がいのある方とか、つまり財産をきちんと管理できない方についても成年後見人制度というものがあるはずなのですが、これは長寿課で扱われるのは高齢者のという意味なのでしょうか。

○**長寿課長** そのとおりであります。高齢者のケースにつきましては、長寿課で担当させていただいておりまして、障がい関係につきましては、福祉課で同じように担当をしている状況です。

○**小澤彰一委員** 従来は裁判所が認定するという制度だったと思うのですがけれど、成年後見をやっていただける方の中でも、自分で財産を管理できないことをいいことに、財産を横領したりとか、そういう不正行為が行われるので、必ず監視機能というのがあるはずなのですが、それはこの社協の場合にはどのように扱われるのでしょうか。

○**長寿課長** 係長から御説明させていただきます。

○**介護予防係長** 成年後見人につきましては、成年後見支援センターの運営委員会というところがありまして、その運営委員会で成年後見人の候補者について検討をするというところで、こういった後見人がいいのかというところを成年後見支援センターの運営委員会で、まず候補者として検討するということがあります。実際に後見人がつきましたら、後見人の相談ということでは、成年後見支援センターの業務の中にありますので、実際に相談に乗るというところでは支援はしていくのですけれども、全員の方を支援しているわけではありませので、後見人の監督につきましては、裁判所で監督をするということになっております。

○**委員長** いいですか。

○**小澤彰一委員** 次のページでお尋ねします。長寿祝賀事業ですけれど、敬老会がなくなって、私の地域だけかもしれませんが、もう3年以上やっていなくて、私の母親のところにとただ物品だけが届けられるのですけれど、これはあまりにも額が少なすぎるので、一番下の敬老行事補助金の使途はどのように使われる見込みなのか教えてください。

○**高齢支援担当課長** 長寿祝賀の祝い金や祝い品については、その年度の中、4月1日から3月31日までの間に100歳になる方と、その年度で最高齢の男女1名ずつを対象にお贈りするものであります。一番下の敬老行事補助金につきましては、各地区で敬老行事を計画しているところへ補助金を支出するというところで取り扱っております。

○**小澤彰一委員** かつて、参加者に記念品のようなものを渡していたようですが、それは各区、各常会などで全部負担するということなのですか。

○**高齢支援担当課長** 区の敬老行事の内容につきましては、区の中で考えていただいておりますので、令和4年度につきましては、コロナの関係で、対面で会食を開いたところもありますし、コロナを心配して、そういう会を設けずに、区の中で考えたお祝いの品なりをお配りするところ、それぞれでした。

○**柴田博委員** 148ページの地域生活支援事業の中の手話通訳料400万円ということですが、これは何時間分とか何日分とかという内訳が分かたら教えてください。

○**福祉課長** 詳細については係長から説明させていただきます。

○**障がい福祉係長** 手話通訳料ですが、1時間当たりの手話通訳料が2,000円とさせていただいております、1か月84時間で、12か月で計算しております。また、要約筆記につきましても、1時間当たり2,000円という単価になっておりますが、こちらは1か月当たり24時間の12か月で試算をしております。

○**柴田博委員** 手話通訳士の場合も要約筆記の場合もそうですけれども、必要な方が必要な場合に、どのように市でそれぞれ派遣をしていただけるのでしょうか。

○**福祉課長** 例えば病院に行かれるとか、いろいろ何か会合があるとか、そういったときに使いたいといった場合に申請書を出していただいて、こちらでやりとりをするという形を取っております。

○**柴田博委員** それは、例えば用事の中身によって、そういう場合には派遣できませんということもあるのですか。

○**福祉課長** 詳細は係長から説明いたします。

○**障がい福祉係長** ただいま課長が申し上げたように、必要な医療機関への受診であったり、何か複雑な契約事、例えば携帯電話の契約であったり、車の車検であったり、そういった交渉事ということでルールは決めさせ

ていただいておりますが、特段、内容によってお断りする例はほとんどありません。個人的な趣味のようなものであっても、ある程度意思疎通が必要であると判断された場合には認めておりまして、私の知る限りでは、断った例というのはほぼここの二年はありません。

○柴田博委員 それと、実際に派遣される手話通訳士や要約筆記の方は、例えば移動手段とかはどのような形になるのですか。

○障がい福祉係長 通訳者の移動手段ですけれども、それぞれの御自身のお持ちの車など、公共交通機関でも構わないのですが、利用していただいております、その間の移動にかかる経費も、燃料代等を、市の計算基準がありまして、それによって算出をして、報酬とは別に支払いを行っております。

○山口恵子委員 障がい者福祉で手話に関して、関連でお聞きします。手話言語条例が制定されまして、施策の推進方針が示されました。その中に、事業者に対して手話に関する支援の取組を努めますという内容が含まれていて、このたび、手話のこういったパンフレットを作成していただきました。このパンフレットを作成するに当たり、特に工夫した点とか配慮した点がありましたらお聞きしたいと思います。UDフォントですごく見やすくできていて、これは高齢者が見ても、誰が見ても分かりやすい内容になっていてとてもいいと思いますが、その点をお聞きします。

○福祉課長 事前に、私たち職員もいろいろどうやってやろうかという話をするのもそうなのですが、当事者の方からも御意見を頂いて、シンプルに分かりやすいものを作るということで、今回作成いたしました。

○山口恵子委員 このパンフレットは事業所に配布をしていただくということですが、既に配布が進んでいれば、その事業所の受け止めとか、反応がどのような状況だったのかお聞きしたいと思います。

○福祉課長 今回、3月に商工会議所を通してお配りしたのですけれども、まだお配りしたばかりなものですから、詳細は聞いておりませんが、今後、来たところで、どんな状況だったとかいうのを聞けるとしますので、参考にしたいと思います。

○山口恵子委員 事業所に配布していただいた後も、それだけで終わりではなく、しっかり活用して理解が進むような対応をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 152 ページで、先ほど、成年後見人制度の関係でトラブルがというお話が小澤委員から出たのですが、この関係でトラブル的なことがあったかどうかお聞きしたいと思います。

○長寿課長 成年後見人制度の利用に関して、トラブルは特に聞いておりません。

○古畑秀夫委員 実は知り合いから、成年後見にしたら、その方の貯金を下ろしたり、いろいろするのに、弁護士とか成年後見人を通さないといろいろなことができないといっていて、こんなはずではなかったみたいな話も聞いたものですから質問をしたのですが。

それから、もう1つ、この前も本会議で少しお話しました、今の152ページの下の方で、高齢者世帯等タクシー利用料金助成金が地域によって、市街地から離れているところは少し手厚くしていただいたほうがいいのではないかみたいな意見も頂いて、本会議で少し言ったこともあるのですが、利用助成金が出る条件も含めて説明をお願いします。

○高齢支援担当課長 タクシー利用助成事業の対象者になりますけれども、1つ目は75歳以上で構成され、自



動車など交通手段を持たない非課税世帯、2つ目に70歳以上で構成される世帯で、自動車等の交通手段を持たず、介護認定が要介護1以上と認定されている非課税世帯ということで、どちらかの条件を満たす方を対象に事業を行っております。

○古畑秀夫委員 地域的なものは、どこを手厚くするかかそういうのではないわけで、同じにやっていくということですか。

○高齢支援担当課長 地区としましては、現在、楡川を除く地区でこの事業を行っております。

○古畑秀夫委員 いずれにしても、楡川は分かりませんが、市街地と離れている地域のところは少し配慮をして手厚くしてほしいという御意見もありますので、また検討していただければと思います。要望しておきます。

○委員長 ほかにありますか。

○樋口千代子委員 152ページの介護サービス利用助成金の増額についてお聞きしたいと思います。利用者増という御説明でしたけれども、昨日、利用者数の減少ですとか、認定者数の減少という御発言もありました。特に資料を出していただきましたけれども、15番の介護予防日常生活支援サービス事業（通所）がかなり増加しておりますが、コロナ禍におきまして、この増加の要因をどう捉えているかお聞きしたいと思います。

○長寿課長 資料にお示しをしましとおりに、総合事業の介護サービス利用券につきましては、総合事業の対象者がこの助成券を利用されている方が多くなっている状況でありますけれども、事業対象者を含めて、要支援認定者が増えている状況につきましては、コロナの影響を考えますと、外出する機会が減ってきているという状況が続いておりますので、人との接触が少なくなってきたことと、活動の機会が減っているということで、フレイル状態になっている高齢者が増えているのではないかと。そういった状況の中で、身体状況に変化が生じた方が意識をして、サービスを利用することを目的に、介護予防を推進するために利用が増えていると捉えております。

○樋口千代子委員 この介護サービス利用助成券は、300円の券を1か月当たり6枚ということですが、これは月に1,800円しか使えないということでしょうか。

○長寿課長 300円の助成券を月6枚支給しますので、月割りで使用していただくということで、上限1,800円を御利用いただくことになります。

○樋口千代子委員 この外に行くサービスは割合増えているのですけれども、もう1点だけ、訪問介護、ホームヘルプサービスの利用者が減っている要因はどのように捉えていらっしゃいますか。

○長寿課長 急に訪問のサービス、ヘルパーを利用したいということが、コロナの影響が始まる前は、急遽の利用も可能だったこともあったかと思うのですけれども、対応する職員のコロナの影響もありますし、そういった形で急な対応ができなくなっているということが、訪問サービスの利用減にもなっているのが一つの要因としてはあるかと思えます。

○樋口千代子委員 最後に要望ですけれども、コロナ禍におきまして、訪問介護を受けられなかったという状況の方もいらっしゃいましたので、今回のコロナ禍でのこの介護サービスにつきまして、課題は何だったかと。また、そういうコロナを発症した場合の訪問介護をどうやって手立てして、在宅の生活の方を支援していくかとか、そういうことをしっかり検証していただいて、来年度から第9期の計画策定が始まっていくわけですので、しっかり調査しながらよりよいサービスが充実していくようにお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 148 ページの障害者生活支援事業の中の上から2つ目の黒ポツ、ストマ使用者助成事業費と、それから、先ほどの、地域生活支援事業の中の下から2番目の地域生活支援事業給付費の福祉課長の説明の中に、ストマ使用者の助成等とあったのですが、ストマについて2つ入っています。手厚くしていただくのはいいと思うのですが、両方で助成しているという理解でよろしいでしょうか。

○福祉課長 そのとおりです。

○西條富雄委員 ありがとうございます。そういった地域支援をよろしく願いまして、本議会で質問しました強度行動障害について、日中一時支援のことも入れていただいたことに御礼申し上げます、以上です。

○長寿課長 先ほど赤羽委員から御質問をいただきました成年後見人制度の中核機関の利用されている件数ということで回答させていただきたいと思います。相談は240件あったということで、その中で制度利用されている方は、県の統計で95人ということになります。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 先ほど柴田委員から質問があった、152 ページの養護老人ホームの措置費の5,808万円は、先ほど、現在27人入所しているという話でしたけれど、大体1人に200万円以上かかっている。今回28人分で予算を組んだというのだけれど、措置で入所させたということは、役所に相談があって、役所が半強制的に入れてしまう。措置だもの。自ら行きたいということではない。措置した後、例えば、まだ27人が1年間そこにいたわけだ。そういうものではないと思う。改善をしていかないと、その人の方向が、家のほうの改善をして、もう虐待はしないでうちに連れてきてくれとか、本人が違う施設に行きたいとか、そういうことはしていないのですか。例えば、普通に老人ホームに入るのは、自分から老人ホームに行きたいとか、家族が面倒見きれないので、悪いけれど、うちは手が足りないもので老人ホームに入れたいとか、そういうことで入っていく。そうすると、いわゆる収入認定というか、皆さん年金をもらっていて収入に入れて、それから自分で払っていく。そういうことは、ここではなされないということですか。養護施設の名前をどこか教えてください。

○長寿課長 係長から説明させていただきます。

○介護予防係長 養護老人ホームについて御説明させていただきます。養護老人ホームにつきましては、先ほど課長から説明しましたとおり、御本人の申請ということで、市のほうに上がってくるものが多いのですが、その申請を受けたものにつきましては、養護老人ホーム入所判定委員会という委員会を経て決定することになります。その入所判定委員の先生は医師会長ですとか、保健所長ですとか、精神科の村井病院の理事長などが入っておりまして、その方が市で措置することを認めたケースにつきましては、入所ができることになります。

主に入っている方ですけれども、施設につきましては、波田にあります温心寮、岡谷にあります岡谷和楽荘、松本にあります松風園、茅野にあります寿和寮、あと、盲養護老人ホームということで、目の見えない方の老人ホームが下條村にありまして、光の園というところに、今現在、それぞれ27名の方が入所している状況です。

養護老人ホームに入所される方は経済的に困窮であるということと、虐待ということも含めて、家族の支援がほとんどない方が主に入る施設になります。身寄りがなくてとか、家族と疎遠ですとか、もともと家族の支援がなくて、身元引受人もしていただけないような方が主に入っているような状況でして、在宅での生活がほぼで

きないような方が入っている状況ですので、その方が次の施設へということを考えてときに、介護保険上の施設ですと、御本人ですとか御家族が契約して入るということになるのですけれども、契約自体ができないということもありますので、成年後見人がついているケースもあります。その後、養護老人ホームでは、なかなか介護が多くなってしまうと見ることができないという施設もあるものですから、特別養護老人ホームへの施設替えということも検討しているケースもありますが、ほとんどの方は御家族の支援がないですので、終末期まで過ごされている方が多いのが実情になります。

○**牧野直樹委員** 確かによく分かります。それで、その方たちは、どんな人でも年金の収入はある。これだけ手厚く市で見ている、その収入は、預金通帳の中にどんどん積み重なっていく。そういうのは、後、どうしているのか。

○**長寿課長** 係長が説明いたします。

○**高齢支援係長** 国の基準によりまして、それぞれの収入に応じた御本人負担額というものが定められております。預金額、収入に応じまして、御本人から費用負担をしていただいている形になります。

○**牧野直樹委員** 市で年間5,800万円かかっているわけで、例えばその方が、身寄りがなくて亡くなってしまって、預金は何百万円とか残ってしまう人も中にはいるでしょう。それはみんな国庫に持っていかれてしまう。そういうのはなるべく防がないといけないと思う。そこらは市と施設側とよく話をさせていただいて、例えば公証人役場へ行って、私は世話になっている市に寄附したいとか、そういうことをすぐやれではないけれど、これだけ市が面倒を見ているので、そういうことも必要だと思う。そこらはまた検討していただいて、やっていただければと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**上條元康委員** 高齢者世帯等タクシー利用料金助成金についてお伺いいたします。塩尻市内には、このタクシーチケットを使える企業は何社ほどあるのでしょうか。

○**高齢支援担当課長** 3社になります。

○**上條元康委員** それは、塩尻のタクシー組合に入っている会社でしょうか。

○**高齢支援担当課長** 塩尻に営業所があるタクシー会社ということで事業を実施しております。

○**上條元康委員** 分かりました。介護タクシーとか、個人でやられている会社もあるかと思うのですが、そういうところで使えるところはあるのですか。

○**高齢支援担当課長** 介護タクシーにつきましては、塩尻市内に営業しているところがない状況もあったものですから、令和2年度から、市外のタクシー会社の寝台タクシーも利用できるように内容を変更して実施しているところです。

○**上條元康委員** 分かりました。それでは、介護タクシーもしっかり使えると、また周知していただきたいと思います。

○**委員長** 待ってください。介護タクシーにタクシー助成券は使えるかという質問です。

○**高齢支援担当課長** 失礼いたしました。介護タクシー助成券につきましては、先ほど申しました条件を満たした世帯の方に交付しております。私が後から申しました寝台タクシーにつきましては、新たに申請をしていただきます。寝台タクシーにつきましては、在宅で介護を受けている要介護認定3以上と認定された方に申請を

していただいて、御利用をいただくということにしておりますので、助成券とはまた別の対応をしております。

○**上條元康委員** ということは、要介護2とか要支援の方々がこのチケットは使えないのですか。

○**高齢支援担当課長** 高齢者世帯タクシー利用助成券につきましては、介護認定ではなくて、家族の年齢ですとか、交通手段を持たないとか、所得の状況でお渡ししております、寝台タクシーにつきましては、介護認定というところが条件となっておりますので、条件が異なる事業をしております。

○**上條元康委員** よく分かりました。

○**委員長** ほかにありますか。

1点、私からお願いします。146 ページの強度行動障害に関係してですが、大きな方針として、こういった方々が地域に戻って生活できるようにという方向性で、それはよろしいですか。

○**福祉課長** なかなかこの問題は、施設に入っている部分、暴力行為というものもあるものですから、全て在宅でという難しい部分があるのですが、全ての方が施設に入れるわけではないものですから、その部分を、市のこういった補助制度を使って利用していただければと考えております。

○**委員長** こういった方々が、地域の中で一緒に生活するという事は、地域の皆さんへの情報提供が非常に大事であると思います。具体的に、こういう状態になって措置入院をされた方がいて、恐らく、多少よくなったのだらうと思うのですが、退院して自宅に帰られてきたのですが、要は、周りの住民には何かあったらすぐ通報してくださいという情報しかないのです。常に、その方と顔を合わせるたびに緊張した生活を強いられている。そういった状況があるのです。ですので、地域で生活していただくことは非常にいいことだと思いますが、地域住民がどのように接していけばいいのかということ、しっかり地域の方と、どの程度の情報を出せるか分かりませんが、そういった場が必要かなと思いますが、いかがですか。

○**福祉課長** 係長から説明いたします。

○**障がい福祉係長** おっしゃるとおり、地域で生活せざるを得ないという方、地域で生活したいという方、それぞれいらっしゃるかと思います。その点の情報提供というのは、我々も非常に悩ましいところだと考えておまして、全ての障がい、強度行動障害以外にも、障がいに対する理解という形が、福祉課としてもきちんと進めていかなければいけないということで、先ほど御紹介いただいた手話のリーフレットなども活用して、地域の皆さんに障がいというものを幅広く捉えていただき、お互いが暮らしやすい形は必要だと思っています。ただ、なかなか障がいの細かい内容であったりとか、もっと言えば、犯罪歴のようなものをどのように提供していくかというのは非常に難しい課題だと考えております。様々な福祉関係者がおりますので、そういった方々との話し合いを通じながら研究を進めていきたいと考えております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**西條富雄委員** その障がいのことで、国のほうも、精神障害とか行動障害とか、そういうことに関して、産婦人科医よりもそちらのドクターが足りない注目されまして、その辺に力を入れていかないといけないということを言っております。今、施設の問題もあるでしょうけれども、塩尻市も、そういったことに目を向けていただいて、もっと手厚く持っていくことを、それで今回、一般質問でもさせてもらったのですけれども、実際、持っている家庭、あるいは委員長から話があったように、周辺の方も影響を受けていますので、塩尻市はそういった施設、あるいはドクターを、産婦人科医も足りない状態ですのでできないかもしれないけれど、そういうこと

に注目してやっていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、11時10分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

続いて、158ページから180ページまでの説明を求めます。

○こども課長 続きまして、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、予算額19億4,765万円余です。説明欄2つ目の白丸、児童福祉事務諸経費2,538万円余につきましては、こども課の事務執行に係る諸経費です。主な財源につきましては、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に3分の1となります。

次の白丸、民間保育所支援事業6億1,825万円余につきましては、予算説明資料32ページも併せて御覧ください。民間の認定こども園、保育園及び認可外保育所等の運営を支援する事業費などです。2つ目の黒丸、子どものための教育・保育給付費負担金4億6,455万円余につきましては、市内の児童を受け入れた認定こども園や小規模保育事業所などに対し、児童数に応じた法定の委託料や長時間保育、低年齢児保育に係る負担金等の交付により、保育所の運営を財政的に支援するものです。主な財源につきましては、子どものための教育・保育給付交付金で、国2分の1、県4分の1、長時間保育に係る部分は、子ども・子育て支援交付金で、国3分の1、県3分の1、低年齢児保育に係る部分は子育て支援総合助成金で、県2分の1です。4つ目の黒丸、おむつ処理費用補助金76万円余につきましては、今年1月から民間保育所等のうち、おむつを処分する施設に対し補助金を交付しておりまして、これを継続するものです。続きまして、159、160ページ、一番上の黒丸、民間保育所等施設整備事業補助金9,253万円余につきましては、近年上昇を続ける3歳未満児の保育ニーズに対応するため、令和6年4月に開所する小規模保育事業所1施設に係る施設整備補助を国の補助割合のほか、市独自で最大500万円を上乗せして交付するものです。事業者の募集につきましては、4月下旬を締切りとし、選考は5月中旬を予定しております。なお、財源につきましては、保育施設整備交付金または保育対策総合支援事業費補助金で、補助率は国3分の2となります。その下の黒丸、子育てのための施設等利用給付交付金5,500万円余につきましては、国の幼児教育・保育無償化に対応するため、新制度未移行の保育園や認可外保育施設などに対し交付するものです。なお、財源は子育てのための施設等利用給付交付金で、補助率は国2分の1、県4分の1です。一旦、私からは以上です。

○家庭支援課長 次の白丸、児童扶養手当支給事業2億2,856万円余につきましては、ひとり親家庭等に対しまず経済的支援を図ることを目的に、国の制度に基づきます児童扶養手当を支給するものです。支給人数につきましては、延べで約5,500人を見込んでおります。こちらにつきましては、児童扶養手当負担金7,523万円余、3分の1ということで国からの負担金を見込んでおります。一旦、私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、次の白丸、児童手当支給事業9億9,024万8,000円ですが、中学校卒業までの子どもを養育している父母等に対し、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給するものです。一番下の児童手当は、子どもの人口減少等により、昨年度に比べ減額となっております。以上となります。

○こども課長 続きまして、2目児童運営費、予算額 25 億 9,777 万円余につきましては、保育園、子育て支援センターの運営に係る経費が主なものです。説明欄最初の白丸、職員給与費 7 億 4,715 万円余につきましては、市内 15 園の保育士の人件費となります。

次の白丸、保育所運営費 10 億 3,562 万円余につきましては、予算説明資料 32 ページとなります。市内公立 15 園の運営費でありまして、全園で実施する長時間保育や基幹園 3 園で実施するデイ保育、また、日の出保育園で実施しているホリデー保育等の特別保育事業を通じて、保護者の子育てと就労の両立支援を推進するものです。主な財源につきましては、保育料長時間保育負担金及び一時保育事業負担金のほか、デイ保育に係る人件費については、子ども・子育て支援交付金で補助率は国、県、共に 3 分の 1 です。1 つ目の黒丸、会計年度任用職員報酬 6 億 6,286 万円余につきましては、会計年度任用職員の保育士に対する報酬です。続きまして、161、162 ページ、説明欄中ほど下、下から 10 個目の黒丸になりますが、廃棄物収集等委託料 4,959 万円余は、今年 1 月から開始しました公立保育園のおむつ収集運搬及び処分に係る経費です。

次の白丸、保育所施設改善事業 948 万円余につきましては、安全安心な保育環境のため施設の維持管理及び改善を行うものです。財源は福祉基金繰入金などです。

続きまして、163、164 ページ、説明欄 1 つ目の白丸、育児支援推進事業 1,137 万円余につきましては、予算説明資料 33 ページを併せて御覧ください。未就園児とその保護者を対象に、保育園を施設開放するあそびの広場に係る経費のほか、9 月に開所予定であります日の出保育園併設の病後児保育所の創設に伴う消耗品、電力、水道、電話、傷害保険、警備委託、医師等委託料などを新たに計上するものです。なお、財源は子ども・子育て交付金で、補助率は国、県、共に 3 分の 1 ずつです。

その下の白丸、児童福祉施設防犯対策事業 1,250 万円余につきましては、保育所等の防犯対策を行うための経費です。一番下の黒丸、防犯カメラ設置工事 792 万円は、昨日の令和 4 年度一般会計補正予算で御説明いたしましたが、保育園園舎に設置する防犯カメラの工事でありまして、カメラ本体の価格高騰などで入札不落となったため、再度、令和 5 年度に増額の上、予算計上するものです。

次の白丸、保育補助員設置事業 1,338 万円余につきましては、おじいちゃん・おばあちゃん先生の愛称で児童や保護者から親しまれている保育補助員 15 人の報酬です。

165、166 ページ、説明欄最初の白丸、子育て支援センター職員給与費 4,587 万円余につきましては、えんぱーくとえんてらすにある子育て支援センターに勤務する職員の給与等です。

次の白丸、子育て支援センター事業 3,155 万円余につきましては、予算説明資料 33 ページを併せて御覧ください。育児講座や育児相談などを実施し、子育てを支援する子育て支援センター 2 か所の運営費です。なお、財源につきましては子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に 3 分の 1 です。

次の白丸、こども広場事業 4,496 万円余につきましては、ウイングロードビル 3 階の未就学児親子が利用するこども広場の運営費で、人件費、施設管理費等が主なものです。なお、財源につきましては、利用者から頂く利用登録料のほか、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に 3 分の 1 です。

167、168 ページ、最初の白丸、ファミリーサポートセンター事業 77 万円余につきましては、子育て世帯の育児と仕事の両立を支援するためのファミリーサポートセンターの運営費です。財源につきましては、子ども・子育て支援交付金で、補助率は国、県、共に 3 分の 1 となっています。

次の白丸、給食運営費 3 億 1,500 万円余につきましては、公立保育園 15 園の給食提供に係る諸経費であり、財源につきましては、給食者から徴収する給食費などです。上から 3 つ目の黒丸、給食費 1 億 3,977 万円余は、おやつを含めた給食の食材費です。なお、物価高騰に対応するため、昨年度当初予算対比 10.6%の増額とさせていただきます。下から 3 つ目の黒丸、給食調理業務委託料 1 億 5,408 万円余は、民間業者に給食調理業務を委託する委託料です。

次の白丸、にぎやか家庭応援事業、にぎやか家庭保育料等補助金 420 万円余につきましては、幼児教育・保育無償化の非該当となった世帯及び制度未移行の私立幼稚園に通う世帯に係る入園料、保育料及び副食費について、本市独自の減免制度として、いずれも 3 歳児から 5 歳児までの第 2 子 50%、第 3 子 100%減免を行うものです。

次の白丸、子ども・子育て会議運営事業 233 万円余につきましては、元気っ子育て支援プランⅢの進捗管理を行う会議でありまして、3 回分の報酬と、令和 7 年度からのプラン策定に向けた委託料を計上するものです。

169、170 ページ、最初の白丸、日の出保育園増築事業 3 億 1,672 万円余につきましては、予算説明資料 33 ページも併せて御覧ください。今年 8 月の竣工に向けて現在工事中の日の出保育園増築棟の工事請負費などです。財源につきましては、社会福祉施設整備事業債 1 億 2,600 万円、施設整備事業債 1 億 5,750 万円などです。

次の白丸、保育園大規模修繕事業 6,800 万円につきましては、同じく予算説明資料 33 ページも併せて御覧ください。築 32 年を経過する妙義保育園の園舎に係る大規模改修に向けた設計委託料を計上するものです。私からは以上です。

**○家庭支援課長** 3 目ひとり親家庭福祉費をお願いいたします。最初の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業 923 万円余につきましては、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の相談業務を行うほか、就労に有利な資格の訓練や資格に必要な自立の教育を受ける際の経済的支援を行うもの、小中学校の入学祝い金の支給、高等学校の教材費、通学費の一部を補助する事業となります。こちら歳入といたしましては、下から 3 つ目、2 つ目の黒丸、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金について国からの 4 分の 3 の補助があります。

次の白丸、児童福祉施設費 192 万円余につきましては、1 つ目の黒丸、母子生活支援施設入所委託費は、虐待等により保護した母子が自立支援施設に入所した場合の委託料となります。次の黒丸、助産施設入所措置費につきましては、経済的な理由で出産費用等の支払いができない方に対する助産施設への入院及び分娩介助の措置費になります。歳入といたしましては、国 2 分の 1、県 4 分の 1 の歳入があります。

次に、4 目家庭支援費、説明欄 2 つ目の白丸、家庭支援推進事業事務諸経費 91 万円余につきましては、家庭支援課における経常的な経費となります。

171、172 ページを御覧ください。併せて以下、予算説明資料 34 ページをお願いいたします。家庭支援推進事業 1,891 万円余につきましては、子どもの養育に困難さを抱える家庭の課題に応じまして、家庭訪問、相談等を行い、関係機関と連携して要保護児童、妊婦等を支援するとともに、児童虐待の予防、重篤化の防止を図るものです。今年度ですが、上から 6 つ目の黒丸、子育て世帯訪問支援員謝礼 72 万円になります。令和 5 年度から新規事業、子育て世帯訪問支援事業の訪問員の謝礼になります。家事育児に負担・不安を抱える家庭、ヤングケアラーの状況となっている家庭に支援員が訪問し支援を行うものです。こちらにつきましては国 2 分の 1、県 4 分の 1 の補助があります。家庭児童相談の件数ですが、昨年度、過去最高の年となりました。今年度もコロナ前と比べると 300 件ほど増の数値で推移している現状にあります。

次の白丸、こどもの未来応援事業 691 万円余につきましては、全ての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に重点的に取り組むとともに、地域等とのネットワークの構築により、子どもの居場所づくりを推進するもの。また、「早ね早おき朝ごはん・どくしょ」市民運動の推進により、子どもの健やかな成長を促す事業となります。上から7つ目の学習・生活支援員謝礼 90 万円及び下から2つ目の黒丸、子どもの学習・生活支援事業委託料 98 万円につきましては、令和3年度から配置した子どもの貧困対策ケースワーカーのコーディネートの下、教員OB等の学習生活支援員が家庭訪問等を行い、子どもの学習生活支援事業を実施するものです。本事業一番下の黒丸、子どもの居場所づくり事業補助金につきましては、食事の提供による居場所づくり、こちらは子ども食堂等になります。学習支援による居場所づくり、無料の塾等になりますが、こちらを実施する団体等に対しまして、その事業の実施に係る費用の一部を交付し、子どもの地域での居場所づくりを推進してまいります。コロナ禍におきまして、子ども食堂の開催をちゅうちょする方もいましたが、令和4年度に入りまして、食事の提供による支援が新たに3団体、学習の支援による支援を行う団体が1団体、新たに開始いたしまして、次年度も既存の団体に加えまして、新規の申請を見込みまして 63 万円ほど増額をさせていただいております。こちらの事業につきましては、地域子供の未来応援交付金、国2分の1、県4分の3、子どもの学習・生活支援事業補助金、国2分の1、県の4分の3等を充てます。一旦、私からは以上です。

○**教育総務課長** 続きまして 173、174 ページ、3款2項5目児童健全育成費の2つ目の白丸、児童館・児童クラブ運営費 1億7,633 万円余につきましては、市内児童館、児童クラブの管理運営に関する経費で、会計年度任用職員であります児童館長、児童厚生員、補助員の報酬のほか、維持管理に関する委託料等が主なものです。

次の白丸、放課後キッズクラブ運営費 555 万円につきましては、保護者の就労等の利用要件のない小学校1年生から3年生までを対象とした放課後キッズクラブの運営に関する経費です。

次に 175、176 ページ、1つ目の白丸、児童館・児童クラブ施設改善事業 573 万円余につきましては、市内児童館、児童クラブの施設の維持管理等に関する経費として営繕修繕料のほか、施設管理に係る各種委託料等を計上し、また、児童館から道路を映すための防犯カメラの設置工事につきましては、本年度入札を実施したところ、カメラ本体の価格高騰などで入札不落となりましたので、年度内の工事完了困難なため本年度の予算を減額補正し、令和5年度予算に計上するものです。

次の白丸、塩尻児童館改修事業 7,941 万円余につきましては、既存の日の出保育園部分及び児童館の一部を改修し、定員を 150 人から 200 人に拡充するため、改修に係る経費を計上したものです。本年度7月に、併設しております日の出保育園増築棟建設工事と併せた実施計画が完了しております。着工につきましては、日の出保育園増築と供用開始後の令和5年9月、供用開始は3月を予定しております。財源につきましては、補助率3分の1の国の交付金、県の補助金及び起債を充当いたします。

次の白丸、児童館大規模修繕事業 310 万円につきましては、宗賀児童館について、令和6年度に隣接する宗賀小学校の余裕教室を児童館施設に改修し移転する計画です。宗賀児童館につきましては、昭和48年建築の旧宗賀中央保育園を改修し現在再利用をしております。令和5年度に実施設計の上、計画を進めてまいります。私からの説明は以上です。

○**家庭支援課長** 次に、6目発達支援費をお願いいたします。元気っ子応援事業 705 万円余につきましては、子どもたちがそれぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を十分発揮できるよう、一人



一人に応じた育ちを途切れなく 18 歳まで支援する事業となります。1 つ目の黒丸、元気っ子相談等謝礼 427 万円につきましては、医療相談、心理検査、言葉の相談、元気っ子のびのび会等における小児科医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士などへの謝礼になります。下から 2 つ目の黒丸、ことばの教室運営委託料 140 万円余につきましては、言葉の発達の遅れ、言葉の発音、リズム等に心配のある未就学児に対し、言語聴覚士が言語療法を行うものになりますが、小児科医療の逼迫等により受診ができないことなどによりましてニーズが高く、今年度も 9 月補正により対応をさせていただいた事業となります。歳入といたしましては、地域生活支援事業補助金、国 2 分の 1 があります。私からは以上です。

○**福祉課長** 続きまして、3 項生活保護費 1 目生活保護総務費の 2 つ目の白丸、生活保護事務諸経費 1,971 万 2,000 円ですが、2 つ目の黒ポツから 5 つ目までの黒ポツ、会計年度任用職員につきましては、生活保護の面接相談員、就労に関する支援を行う就労支援員、保護費の経理を行う職員の人件費です。

177、178 ページ、2 目扶助費の白丸、生活保護扶助費 6 億 7,073 万 6,000 円ですが、1 つ目の黒ポツ、生活保護費は、生活保護法に基づきまして、生活保護受給者に対し、その世帯の人数及び生活状況等に応じて支給するものです。本年 1 月末現在の生活保護受給世帯数は 286 世帯、被保護者数は 363 人となっており、昨年度末と比べ、被保護世帯数がマイナス 5 件、被保護者数がマイナス 11 人の減となっている状況です。次の黒ポツ、中国残留邦人生活支援給付費は、中国残留邦人支援法に基づき、帰国後の安定した生活を支援するため給付するもので、支援給付世帯数は 6 世帯、給付者数 8 人です。以上となります。

○**市民課長** 次の 4 項 1 目の 2 つ目の白丸、国民年金事務諸経費につきまして御説明します。次のページにわたりますが、法定受託事務としての国民年金関連事務の経費となります。なお、この経費につきましては、国の国民年金事務費交付金の対象となっております。私からは以上です。

○**福祉課長** 179、180 ページ、5 項災害救助費 1 目災害救助費の応急救助諸経費、災害弔慰金 500 万円ですが、災害により市民が死亡した場合、遺族に対し支給するものです。私からの説明は以上となります。

○**委員長** それでは、ただいま説明があった部分についての質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**石井勉委員** 資料の 172 ページ、一番下になりますが、子どもの居場所づくり事業補助金について御説明がありました。新しく開設された施設が 4 つほどあるということでしたが、既存の施設と併せて、まちの皆さんにどのようなアナウンス、告知をされているのか教えてください。

○**家庭支援課長** 事業の運営につきましては随時相談させていただきながら行っておりますけれども、補助金に対しても、どの補助金が対象になるのかといったところも一緒に協議しながら説明させていただいて進めています。新規の方につきましても、いろいろなところから相談がありますので、補助金の活用について御案内させていただくとともに、ほかに使えるネットワークとか、社協とも一緒に手を組みながら進めているという実態です。

○**石井勉委員** ありがとうございます。子育て世代にも、物価高ですとか大きな影響がいつおはるはずですし、そういった意味ではニーズも高まっているかと思います。意欲があって開設されているが皆さん多いかと思うので、ぜひそれに伴って活用が積極的に、目的に沿ってされますように告知のほうもしっかりサポートしていただければと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 同じページですが、家庭支援推進事業の中に子育て世帯訪問支援員謝礼があります。この件に関しまして、昨年9月頃、小中学生のヤングケアラーに対しての実態調査が行われたと思いますが、その調査結果についてどのような評価をしているのかお聞きします。

○家庭支援課長 県の調査につきましては、12月だったかと思いますが、公表された状況です。我々のほうにも調査結果は来ておりまして、併せまして、そのアンケートの中で、相談したいとか伝えたいと書いてきたお子さんがいまして、その方々については、それを県から頂いて学校に確認しまして、どういう状況かということを確認しています。その内容については、実際に兄弟の世話をしていたりとか、子どもとしては負担を感じている部分はありましたけれども、ヤングケアラーというものへの理解が不十分であったりする部分もありまして、早急にものすごく支援をしなければいけないというお子さんはそこにはいなかったのですけれども、ただ、今後も学校では相談に乗ってもらったりとか、学校にも見守りをお願いしていますので、そういった形でしていきたいと考えています。

あと、学校別の調査結果については、まだこちらに来ていないものですから、そういったものをまた頂きながら対応していきたいと考えております。

○山口恵子委員 その件に関して、県でも支援対応研修会、支援する方の研修会なども開催されているようですが、そういったところへの参加状況がどうなのか、また、市独自で対応支援者に対して研修会を設ける予定があるのか、その点はいかがでしょうか。

○家庭支援課長 令和4年度につきましても、学校教職員向けとか支援者向けにも県主催で研修会等が開催されていますので、我々としてもそちらのほうに参加してきております。ただ、ヤングケアラーに関しては、重篤なものになるとネグレクトということもあります。我々とする、要保護児童対策地域協議会の中でもヤングケアラーに関する情報共有は行っていますので、単独での研修ということは、今年度は今のところ想定していませんけれども、児童虐待も含みます家庭への支援という観点から研修等は開催していく予定ですので、そういった方向で行いたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○永田公由委員 今の山口委員の質問に関連するのですけれども、いわゆる子育て世帯訪問支援員はどういう方が支援員になられて、たしか増員は2人でしたね、どういった資格が必要なのかどうか、その辺はいかがですか。

○家庭支援課長 子育て世帯訪問支援事業につきましては、訪問支援員については、こちらのほうでお願いをして支援員になっていただいて謝礼を支払うという仕組みで、こちらの家庭支援課に常駐するというのではなく、家庭への支援で、養育にかなりハードな困難を抱えている御家庭を想定しているので、やはり誰でも行ってすぐ支援できるかというところではないと考えています。今までこういった家庭支援の経験のある方、市のOBの方等も含めまして、御依頼して訪問していただく予定でいます。家庭数5人を見込んでいるのですけれども、支援員数を1人でも多く増やしながら、支援は尽くしていきたいと考えております。

○永田公由委員 確認だけでも、こちらから、今言われたように市のOBで福祉担当されていたような方をお願いしていきたい。常駐するのではなくて、相談があったときに、こういう相談があるので行ってくださ

いと、こういう式でやるということですね。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○永田公由委員 160 ページの保育園の会計年度任用職員数が分かたら教えてもらいたいのと、財政課長にお願いしておきたいのだけれども、会計年度任用職員の1人とか2人とか3人とかという数字をここに入れてもらえると大体様子が分かってくるので、次年度からの資料にはぜひ書き加えるように要望しておきます。

○子ども課長 会計年度任用職員の数ですけれども、常勤でない方も全部含めると378人ほどを見込んでおります。

○永田公由委員 保育士の場合は5年という縛りがなくて、長い方だと7年、8年となっていると思うのだけれども、離職率というのがどうしても高いように聞いているので、待遇改善もあるのだけれど、できれば優秀な方は正規に上げていくというシステムを取っていかないと、なかなか保育士の確保というのが難しいと思うのです。その辺について、部長はどういうふうに考えていますか。

○子ども教育部長 現在も別枠で経験者枠という形で、嘱託員なり非常勤で勤めている保育士について数名程度、毎年、正規職員で雇用させていただいています。正規職員全体のバランスがある中で、人事課とも協議しながらになりますけれども、実際に正規の保育士がどこまで増やせるかというのが今後の課題であると捉えています。

○財政課長 先ほど永田委員からありました予算書の表記についての御要望の件ですけれども、検討させていただきたいと思っておりますが、会計年度任用職員の中には、月額報酬の方と時間単価の方がいらっしやって、時間単価の方は人数で表記をしてしまうと、かえって混乱をする場面もあろうかと思えます。内容については、よくよく検討させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 今と関連があるのですけれども、会計年度任用職員の保育士は378人ということですが、そのうち常勤の方で正規の職員の保育士と比べてみて、単純に頭割りで計算して、年間収入というのはそれぞれ、正規の場合は幾ら、会計年度任用職員の保育士の場合は幾らというのが、もし分かたら単純計算でいいので教えてください。

○子ども課長 給与につきましては、後ほど御説明させていただきます。会計年度任用職員全てで378人いるのですが、そのうちの常勤が230人です。残りは代替のパートとか、長時間のパートとか、スポットを1時間単位で埋めていただく方になっております。

○柴田博委員 後でお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○樋口千代子委員 176 ページの元気っ子応援事業についてお聞きします。この頃、軽度発達障害が非常にクローズアップされていまして、「ふつうってなんだろう？」という連載が続いてありました。軽度発達障害のお子さんが1クラスに3人近くいらっしやるということですが、軽度発達障害のお子さんは、私は個性だと思っております。保育・教育・環境を整えば、すばらしい才能を持ったお子さんたちがいっぱいいらっしやいまして、治療に行かなければいけない人は、その中のほんの僅かなお子さんだと思っております。元気っ子応援事業をもう何年もやって、1年に1回先生方にも研修がありますので、先生方の理解は深まったと思っております。

けれども、この頃少し気にしておりますのは、思春期に入のお子さんたち、小学校高学年から中学のお子さんたちが、こういう状況を正確に理解して、お互いの個性ですとかを大事にしながら、友達関係をどうやって築いていくかという、難しいと思うのですけれども、そういうことを何か考えていかないと、子どもたちの多様性の中で親まで巻き込まれて、親までが混乱してしまっていて、気がかりな子はみんな特別支援学級に行けばいいという話も聞こえてきたりします。思春期であるお子さんたち自身や親御さんたちに、この軽度発達障害というものを理解していただきたいと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○**家庭支援課長** 委員おっしゃられるところは我々も課題と感じています。保育園、小学校期では苦しさを感じなかったお子さんが中学校で苦しさを感じてくる場面とか多くあると思っています。ですので、小学校に上がった頃からフォローアップ訪問等もしていますけれども、学校等とも連携してフォローしていくことが大切だと思っていますし、保護者につながる場面を多くつくっていくことが必要だと考えております。元気っ子応援事業はもともとそういう趣旨で立ち上がった事業だと認識もしていますので、そういったところを丁寧にやっていきたいと思っています。

○**樋口千代子委員** 不登校のお子さんが多くなっている一因も、軽度発達障害を抱えたお子さんの生きにくさがあるのではないかと考えておりますので、ぜひきめ細かな事業内容を展開していただきたいと要望しておきます。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 178 ページの生活保護の関係ですけれども、1月末現在で 286 世帯、363 人という説明がありました。この生活保護を受けている世帯数や人数について、近隣の他市とか国とか県の標準的な保護率等と比べたらどんな状況になっているか、分かったら教えてください。

○**福祉課長** 県下ではやはり長野、松本が多くて、長野、松本以外で、県下で真ん中ぐらいの位置です。細かい数字までは出ていないのですが、パーミルでいくと 5.6 パーミルということで、1,000 分の 1 でやっているのですけれども、塩尻市は中間ぐらいということで、少なくともなく多くもなくということです。今年度は昨年と比べて減っている部分があるのですが、過去から見ると上昇しておりますので、その部分については、相談とかは丁寧にやっていきたいと思っています。

○**柴田博委員** 今、ほかのところで、本来は生活保護が必要だけれど、受けていない世帯や人も多いということが問題になっていると思うのですが、その辺については、塩尻市の状況の中で、この世帯数、人数というのはどんなふうに感じておられますか。

○**福祉課長** 生活保護の相談に来る方たちには、私たちは必ず、申請しますかということをおっしゃいます。ただ、そこで生活保護になってしまうと人目を気にするとか、いろいろためらってしまって、していないという部分もありまして、平成 27 年から生活困窮者自立支援の関係でまいさぼ塩尻が、どこの市町村も生活困窮者の部分があるのですが、その部分の連携を密にしていますので、生活保護になったからいいわけではなく、ただ、その生活保護になってなくて困窮しているという部分が、去年もいろいろ給付金を私たちで出させていただいたのですが、真に届いているかどうかというのは私たちも分からないものですから、いろいろ調べていきたいと思っています。

○**柴田博委員** 生活保護の相談に来た人の総数と、実際に申請をした人の数、実際に受けている人の数がもし

分かったら教えてください。

○福祉課長 令和4年度の1月までで、面接相談件数が118件、うち申請件数が44件ありました。そのうち実際生活保護になった方が40件という形になっております。

○柴田博委員 確認ですけれども、118件の相談があって、申請が44件ですか。

○福祉課長 柴田委員のおっしゃるとおりです。

○柴田博委員 相談があった件数の3分の1ぐらいしか実際には申請されていないのですけれども、それは先ほど説明があったようなことが主な原因でしょうか。それ以外に何かあればお願いします。

○福祉課長 私たち、相談する際に、必ず金銭状況等を全て確認してやっておりますので、金銭にまだ余裕がある方もあって、貯金があったり、年金も一定の基準額以上にある方もいるものですから、全て、相談したからといって申請になるということではありません。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 関連してありますか。

○西條富雄委員 生活保護のことが出ましたので、関連しますのでお伺いします。生活保護問題対策全国会議が開かれたときに、車の所有について、それぞれの理由があるけれども、その対応をどういうふうに考えているかという調査がありまして、厚生労働省のほうは各自治体にお任せしているような通知や事務連絡をやって、複数の事例で例外を認めてきたという話ですけれども、塩尻市の場合、生活保護者の車については、理由関係なく、所有することについては、自立支援とか問題解決に結びついているのかどうか。車の所有について、塩尻市の規定を教えてください。

○福祉課長 こちらについては、生活保護法ということで国の法律に基づいておりますので、法的に必ずのっかって行っておりますし、必ず私たち、ケース診断会議ということで係の者全員で車の所有ができるかどうか検討をしておりますし、その中で、例えば精神疾患ですとか、障がいのある方ですとか、就労するにも電車やバス、交通機関がない方ということで、例外的なものはきちんと国で認めておりますので、そこに照らし合わせてやっております。

○西條富雄委員 通勤や通院とか、公共交通機関の利用が塩尻市の場合は難しい状況ですので、その辺は手厚く保護してもらいようにお願いしまして質問を終わります。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 別の件でお願いします。日の出保育園増築に伴い病後児保育の受入れを始めるということですが、急性期の病児は受入れができないので、病児として受け入れる場合の規定とか症状など、どんな場合に受け入れられるか、その点についてお聞きします。その判断はかかりつけ医なのか保護者なのか職員なのか、その辺についてお聞きします。

○こども課長 病児保育につきましては、病後児との違いは、病気のさなかであることとして、病後児は回復期にあるということになります。その判断につきましては、全てお医者さんの判断となります。

○山口恵子委員 164ページに協力医療機関医師等委託料がありますが、その病後児保育の協力医療機関がどちらになるのか、お願いします。

○こども課長 こちらにつきましては新たな委託になりますけれども、来年度9月から病後児保育施設が開所

いたしますが、その際に協力医療機関を設けることになっております。医療機関につきましては、塩筑医師会のほうから推薦をいただきまして、しおはら小児科医院にお願いをすることになっております。

○古畑秀夫委員 160 ページの先ほどの保育士の待遇改善の関係で、今度、新しく処遇改善でスマイルアップ手当が 1,500 円ですか、この範囲は会計年度任用職員全員含まれるのかどうか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

○こども課長 こちらの範囲ですが、月額報酬を受けている会計年度任用職員になります。

○古畑秀夫委員 そうすると、臨時の方は除かれるということですか。

○こども課長 臨時の方につきましては、現在 1,086 円の時給単価ですが、これを 1,140 円に引き上げる形になります。よろしくお祈いします。

○古畑秀夫委員 時給を上げて手当はつかないということですか。

○こども課長 おっしゃるとおりです。

○山口恵子委員 保育士の働き方改革に関連してお聞きします。今年度、保育士の業務改革についてアンケート調査をしたと思いますが、そのアンケート調査の結果、どのような状況なのか、また、どのように業務を改善するのか、それについてお聞きします。

○こども課長 今年、業務改革の検討見直しチームを中堅保育士で組成しまして、11 回会議を行いました。その中で 7 月に全保育士に対して Web を通じてアンケート調査を行いました。その結果ですが、負担に感じている業務の 1 番が書類関係、2 番目が行事等、3 番目が ICT 関係、そういったものも含めてということになりました。働き方について、例えば休憩が取れないとか、そういったところについても不満に感じているという調査結果になりました。そこについて重点的に会議を重ねまして、骨太の方針案をまとめました。これを保育従事者、保育園園長も含めて来年度以降は共有いたしまして、具体的な見直しに移っていくものであります。4 月から始まる個別支援関係の書類ですとか、そういったものについてはもう既に見直しを着手しておりまして、新しい様式でのスタート、そういったことをやっております。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 使い捨ておむつの件、処理して下さることになりまして、予算計上、大変ありがとうございました。158 ページには民間保育所支援事業の中に 76 万 8,000 円、162 ページには廃棄物収集等委託料 495 万 9,000 円ということで、計上していただきありがとうございました。確認します。これは使い捨ておむつの焼却代と思うのですが、一般の燃えるごみで出すのか産廃扱いになるのか教えてください。

○こども課長 一般の廃棄物になりますので、松本クリーンセンターに持込みをします。

○西條富雄委員 それで、全市の園から出てくるわけですが、1 日何枚ぐらい予定しているのか。多分毎日処理しなければいけないと思うのですが、その辺を教えてください。

○こども課長 公立と民間合わせますと、やはり 4 月が一番おむつをしている子どもが多い時期です。だんだん 3 月に向けて取れていきますけれども、4 月の段階で推計しますと、1 日で 3,600 枚ほど出されるかなと考えています。

○西條富雄委員 使い捨ておむつには凝集剤とか、いろいろ使われているのですが、そういったものを松本クリーンセンターのほうは問題なく受け入れてくれるということによろしいですか。

○こども課長 そこにつきましても、事前打合せをする中で問題はないということで、既に始まっております。

○西條富雄委員 ありがとうございます。

○小澤彰一委員 12時過ぎておりますので、お答えは午後でも結構です。168ページ、給食費の件です。先ほどの御説明の中では、保護者から徴収する給食費でこれを賄うとおっしゃいましたけれども、そうではないですね。約3億円かかっている部分の3,333万円を雑収入として見込んでいるわけですから、保護者が3,300万円余を負担するということになるのですが、どの項目を保護者に負担を求めているのかを教えてください。同じように、中学校、小学校の学校給食費についても、どのような項目について保護者の負担を求めているかを教えてください。

○こども課長 保育園の給食費につきましては、議員おっしゃるとおり、3,300万円ほどが収入として入りますけれども、これは3歳から5歳の副食費という形で徴収しているものでありまして、ゼロから2歳児につきましては、保育料の中に溶け込んで徴収しているものですので、少し制度的には見づらい部分ではあります。

○教育総務課長 小中学校の給食についてですが、保護者に負担していただくものにつきましては、食材費及び米飯につきましては加工の委託料も含んでおります。と言いますのは、パンとかもそうですけれども、食べられる状態にして学校に提供しておりますので、それと同等の考えで、米飯につきましても炊飯加工して学校に持って行ってすぐに食べられる状態で提供しているので、そちらの炊飯の委託の関係も給食費には含まれております。

○委員長 いいですか。ほかにありませんか。

○柴田博委員 今の小中学校の給食の関係ですけれど、食べられる状態ということですが、食材費といった場合に、御飯の場合にはお米ですね。そうではないですか。それを加工するというのは、食べられるように御飯にするというのは、例えば生の野菜を調理するのと同じことではないですか。

○教育総務課長 議員おっしゃるとおり、そういう考え方ももちろんあると考えます。現在のところは、こちらとしますと、主食であるパン、麺と同じ状態で提供するというので、加工する部分も食材費の一部としまして、保護者には負担をお願いしているところです。

○柴田博委員 ほかの自治体はどのようになっているか、分かったら教えてください。

○教育総務課長 申し訳ありません。ほかの自治体のことが分かりませんので、また確認してお伝えできればと思います。

○こども課長 先ほど柴田委員から、正規職員と会計年度任用職員の報酬の違いということで御質問いただきまして、ただいま調べてまいりました。正規職員の保育士につきましては、平均で約473万円。会計年度任用職員2の旧嘱託ですが、平均で302万円となりました。よろしく願いいたします。

○柴田博委員 平均年齢は分かりますか。

○こども課長 正規職員と会計年度任用職員、それぞれの平均年齢ですか。これは調べないと分かりません。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、1時10分まで休憩します。3款民生費については、再開後も質疑を続けます。

午後0時09分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。

○牧野直樹委員 昨日、苦言を呈したのですが、その件でお願いがあります。164 ページの防犯カメラの件です。私、昨日、補正予算だと聞いたのだけれど、どうも違うなと思ってうちへ行って調べたら、当初予算からそれが組んであって、当初予算というのは4月から事業執行していくにも関わらず、なぜ12月のこのときに不落だったのかと思うし、それと、今度の新しい予算ではそれぞれ金額が出ています。設置カメラの台数が少し多くなったというなら、また話は別ですけど、不落になった金額と比べれば、新年度予算で600万円の違いがある。1年で600万円の違いというのは、当然、去年の4月の当初予算では見積りを取って、それだけの金額を出して当初予算に上げたと思うので、これは大きな汚点になってしまう。その辺を説明してください。

それと、市役所には財政課というのが3階にありますよね。その財政課というのは、例えば、以前は執行状況の調査みたいなことをしていたと思うのです。当初予算に対して、半期ごとにどうなっているかという調べは、今現在行われているのか。もし行われているなら、なぜそのときに、まだこの契約はしていないけれどということの通告ができなかったのか。仕事に対する全体の問題です。その辺の説明を願いたいと思います。取りあえず、こども教育部長、この件についてお考えをお願いします。

○こども教育部長 今回の児童館、保育園の防犯カメラの設置につきまして、本当に御迷惑をおかけして、この場を借りておわび申し上げたいと思います。こども教育部長として管理職である立場上、行程、仕事のスケジュールをきちんと管理できていなかった部分は大きな反省点だと思っております。職員1人に負担がかかってしまったというのも原因の一つとしてあるかもしれませんので、その辺のマネジメントをきちんとしていきたいと思っております。このたびは本当に申し訳ありませんでした。

○牧野直樹委員 そう言われてしまうと何も言えないけれど、企画のほうで財政課はそういうことを全部は把握しているかどうか。

○財政課長 執行状況につきましては、例年4月と11月に各担当課からその契約状況等については報告をいただいておりますが、そこで今回のものができていなかったというところが、本来、4月の段階、もっと早い段階で指摘ができればよかったですけれども、それが至らなかったというのは私どもの事務の執行体制、チェック体制の甘さというところで、大変反省しております。申し訳ありません。

○牧野直樹委員 簡単に契約が不落になったとか言うのだけれど、実際、そうやっていると、例えば同じカメラの台数だったら、600万円というのは、さっきも言ったように、保育士が四百何十万円でしょう。1人分をその分でまかなえるということだよ。そこを大きく捉えていただかないと。職務怠慢とまで言わない。仕事量が多いから大変だと思うけれど、そこらで深く反省していただいて、今後、こんなことのないようによろしく願いたい。本来なら予算は認めないと私も言いたくなるけれど、大事な防犯カメラの件なので、今日は賛成に回りますけれど、以後、こういうことのないようということで強く釘を刺しておきたいと思っております。

○財政課長 牧野委員おっしゃるとおりです。特に予算の執行に関しましては、例年4月に予算執行方針説明会を開催いたしまして、特に工事等については、市内経済のこともありますけれども、早期発注、早期着手というところを常々お願いをしているところであります。また、特に令和4年度に関しましては、小口市政5期20



年の最終年ということもあって、前小口市長が政策決定した内容の予算に関しては、極力9月30日までに済ませるようにと強くお願いしたところではありますが、ただ、お願いだけであって、その後の私どものチェックが至らなかったと大変深く反省するところでもあります。御提案いただいたように、今後の執行体制は全庁を上げて改善を図ってまいりたいと考えております。

○**子ども課長** 子ども課といたしましても、大変御迷惑をおかけしましたことについておわび申し上げます。

それと、先ほど牧野委員から、金額が高くなったというところで、少し御説明させていただきます。昨日も、ハードディスクあるいはカメラ本体等が高くなったという理由を述べさせていただきましたが、当初予算設定の段階では、1台当たり25万円で設置できるという試算でありました。今回、1台当たり52万円ということで、倍になっております。その主な原因ですが、今年度の当初予算で盛った仕様ですが、まず、記録媒体がSDカードとなっておりますが、個人情報の保護の観点から好ましくないということで、事務室設置のハードディスクレコーダーの仕様に、年度の途中で変えております。また、昨日と説明が重複しますが、部品類が不足していること、あるいは、品物そのものが不足していることによる高騰ですとか、電気配線工事等も値上がりをしております。そんなところから、直接工事費についてほぼ倍になっているというところなんです。その他の現場管理費等については、少し増額はしておりますが、あまり変わりはないと試算しております。それにプラスして、5月の入札に向けてまだ時間が2か月ほどありますので、1年間の物価上昇率、建設資材物価指数というものがありまして、それを勘案しまして、約6%上乘せで試算を入れております。なので、若干余裕を持った予算ということで設定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**子ども課長** 先ほど柴田委員から御質問のありました、正規職員と会計年度任用職員2の職員の平均年齢について御報告いたします。正規職員につきましては、今現在、36.6歳が平均です。会計年度任用職員2につきましては、38.7歳が平均です。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

次に進みますので、職員の入替えをお願いします。

それでは、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、181ページから4款衛生費1項保健衛生費4目母子保健費、192ページまで説明を求めます。

○**健康づくり課長** それでは、4款衛生費1項1目保健衛生総務費になります。説明資料につきましては、16ページ以降を併せてお願いしたいと思います。

説明欄2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費702万3,000円につきましては、保健衛生全般に係る事務的経費になります。

次の白丸、未熟児養育医療給付事業451万1,000円につきましては、養育のために入院が必要な出生体重2,000グラム以下の未熟児等に対して必要な医療の給付を行うものです。なお、本人負担分を除いた公費負担の割合ですが、国が2分の1、市と県が4分の1ずつとなっております。

次の白丸、地域医療推進事業6,080万6,000円につきましては、地域住民の健康管理、緊急医療体制を関係団体や広域圏等で構築しているもので、休日などの医科、歯科、調剤を当番制にて確保するもの、また、平日の夜間や土日祝日の二次救急医療に関わるものなどです。一番下の黒ポツ、国民健康保険檜川診療所事業特別会計繰

出金 2,736 万 7,000 円につきましては、特別会計への繰出金でありまして、詳細につきましては楡川診療所事業特別会計で説明させていただきます。

184 ページの最初の白丸、出産・子育て安心ネットワーク事業 165 万 3,000 円につきましては、産科医の不足を 4 市 9 町村の松本・大北地域全体でカバーするために設立しました協議会への負担金になります。分娩医療機関と健診医療機関の役割分担をする中で、分娩医療機関の負担軽減を図り、産科医療体制を確保するものであります。

次の白丸、天使のゆりかご支援事業 1,380 万 4,000 円につきましては、不妊または不育症治療に対し、1 治療期間に 1 回を限度に、事実婚を含む夫婦に補助金を交付するものであります。令和 5 年度から、助成期間をこれまでの 5 回から 6 回に、助成割合を自己負担の 2 分の 1 から 3 分の 2 に拡大し、限度額 30 万円を補助するものです。

次に、2 目予防費になります。初めの白丸、予防対策事務諸経費 2 億 4,917 万 3,000 円につきましては、定期予防接種に係るワクチン代や医療機関等において予防接種をお願いしている医師への委託料などになっております。説明欄上から 10 個目の黒ポツ、消耗品費 1 億 1,165 万円余につきましては、14 種類の定期予防接種に係るワクチン代などになっております。そこから 7 つ下の個別接種医師委託料 1 億 609 万円余につきましては、医療機関における個別接種を塩筑医師会へ委託するものであります。その 3 つ下の子どものインフルエンザワクチン接種委託料 780 万円につきましては、生後 6 か月から 18 歳までの子どもを対象としたワクチン接種の委託料であります。

次の白丸、感染症予防等対策費 1,943 万 7,000 円につきましては、感染症法に基づき、結核等の予防対策を行う経費になります。次のページの説明欄、上から 5 つ目の結核健康診断委託料 1,562 万 9,000 円につきましては、結核、肺がん予防のための胸部レントゲン検査及び肺の CT 検査を健康づくり事業団に委託して行うものであります。

次に、3 目保健対策費になります。2 つ目の白丸、健康増進事業 6,839 万 7,000 円につきましては、健康増進法に基づく各種がん検診等を実施し、市民の健康増進を図るものです。説明欄、中ほどよりやや下の黒ポツ、保健対策事業委託料 5,655 万 1,000 円につきましては、胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診等について集団検診を健康づくり事業団に、個別検診を塩筑医師会に委託し実施するものであります。

188 ページ、最初の白丸、歯科保健事業 689 万 7,000 円につきましては、乳幼児や妊産婦、成人などの歯科健診や相談等を実施し、歯と口腔の健康増進に取り組むものです。一番下の黒ポツ、歯科健診等委託料 306 万円につきましては、各種歯科健診を塩筑歯科医師会に委託し実施するものであります。

次の白丸、後期高齢者等保健対策事業 4,026 万 3,000 円につきましては、生活習慣病予防のため、75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者健診と、生活保護受給者を対象とした塩尻市健康診査を実施するなどの経費になります。説明欄下から 3 つ目の黒ポツ、後期高齢者健診等委託料 2,936 万 3,000 円につきましては、後期高齢者健診及び塩尻市健康診査について、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託し実施するものであります。

次の白丸、食育推進事業 434 万 6,000 円につきましては、食育活動を通じて市民の食に対する理解を深め、健全な食習慣の定着と健康づくりを推進するものです。

190 ページ、最初の白丸、健康づくり支援事業 200 万円につきましては、ヘルスアップ委員会の活動や運動指導の実施、また、健康応援ポイント事業を実施し、市民の健康を守る取組を支援するものであります。

次の4目母子保健費になります。説明欄1つ目の白丸、母子健診事業 7,884 万 1,000 円につきましては、母子保健法に基づき、妊婦及び乳幼児を対象に各種健康診査を実施し、母子の健康の保持増進を図るものです。192 ページの2つ目の黒ポツになりますが、多胎妊婦健康診査助成金と次の黒ポツ、低所得妊婦産科受診助成金は新規事業としまして、令和5年度から新たに設けた助成制度でありまして、妊娠期の支援の充実を図るものです。

次の白丸、母子相談支援事業 2,092 万 1,000 円につきましては、妊娠、出産、子育てに関する相談、訪問事業を通して、安心して出産、子育てができる環境整備の充実を図るものです。2か所の安心サポートルームの運営や、下から5つ目の黒ポツの宿泊型産後ケア事業の実施等が主な取組です。私からは以上です。

○**委員長** それでは、ただいま説明があった部分について質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**樋口千代子委員** 184 ページの天使のゆりかご支援事業ですが、今御説明いただきましたが、3市の状況について資料を出していただいておりますので、その御説明をお願いいたします。

○**健康づくり課長** では、提出させていただきましたお手元の資料をお願いします。不妊治療助成事業の比較ということで、中信3市の比較ということでまとめさせていただいております。まず、対象年齢につきましては、A市、B市とさせていただいておりますけれど、塩尻市の場合は、年齢制限がありません。なお、A市につきましては、不妊治療の保険診療対象となる年齢ということで、43歳未満となっております。それから、次の助成対象となる治療ですが、一番上の市につきましては、保険診療の対象となった治療となっております。塩尻市の場合は、保険診療の対象となった治療及び保険診療対象外の治療についても対象となっております。それから、回数につきましては、上記の2市については5回ですが、塩尻市の場合は6回ということです。国の研究では、不妊治療は6回まで回数を重ねるごとに分娩の割合が増加するという研究報告がありまして、それを踏まえて6回にしたものです。助成額につきましては、3市同じです。30万円を上限に自己負担の3分の2ということでして、他の2市と比べて、より充実した助成制度となっております。よろしくをお願いします。

○**樋口千代子委員** 拡大していただいて、どうもありがとうございます。これから子育て支援策について、先んじていろいろな市町村でいろいろな事業を拡大していくと思っておりますので、松本圏域の3市は最低限でも足並みをそろえていただくように、ぜひアンテナを高くしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 182 ページ、地域医療推進事業ですけれども、6番目の木曾広域連合に対する負担金ですが、二次救急、例えば消防だとか救急車などについては、松本広域から木曾広域に委託をされて、松本広域から木曾広域に負担金を払っていると承知しているのですけれど、これ一次救急と書いて、塩尻市が負担している内容は何かでしょうか。

○**健康づくり課長** こちらの負担金につきましては、木曾地域、楡川地域の土日祝日の救急医療を確保するための負担金として、県立木曾病院へ搬送された場合の経費について、こちらの予算で負担しているということになります。

○**小澤彰一委員** 一次救急というのは、救急車でなくて自分で行くのですよね。軽傷の場合。違いますか。

○健康づくり課長 基本的には救急車で搬送されたものについて、この予算での支出の対象となっております。

○小澤彰一委員 そうすると、三百何万円というのは、木曽病院へ一次救急として行く患者がいるということなのですか。

○健康づくり課長 檜川地区の場合は、地域的に木曽病院に近いものですから、救急隊の判断によって県立木曽病院に運ばれるというケースも当然出てまいります。

○委員長 ほかにありますか。

それでは、次に進みます。4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費、191ページから4款衛生費3項上水道費、206ページまでの説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、191、192ページ、5目環境衛生費、2つ目の白丸、環境衛生事務諸経費です。上から6番目の環境基本計画更新策定委託料300万円ですが、令和6年からの第六次塩尻総合計画に合わせ、第三次塩尻市環境基本計画を策定する委託料です。また、一番上の黒ポツ、環境審議会委員報酬は、環境基本条例に基づく委員報酬ですが、この審議会の委員にこの計画等の御意見を頂き、策定を進めてまいる予算です。

193、194ページ、上から3つ目の白丸、廃棄物不法投棄防止対策事業です。下から5番目の黒ポツ、不法投棄回収委託料ですが、令和4年まで長年にわたって業務を行っていただいておりますシルバー人材センターと水と緑の市民ネットというところに、この委託をお願いしてまいりました。令和4年に、水と緑の市民ネットが解散いたしました。長年、業務に携わっていただきましたが、来年からは、旧塩尻地域におきましてはシルバー人材センターに、旧檜川地籍においてはビレッジならかわに委託してまいることとなりますので、よろしく願いいたします。

195、196ページ、上から2つ目の白丸、地区衛生推進事業959万9,000円です。下から2つ目の黒ポツ、市衛生協議会連合会補助金です。塩尻市衛生協議会の活動に対する補助金です。主な活動としては、春と秋の一斉清掃と陶磁器回収等を行っていただいておりますが、令和6年度から、久しぶりにプラスチック資源の大きな分別変更がありますので、また地区説明会等に衛生協議会から御協力いただきながら、市も進めてまいりたいと考えておりますので、その補助金となります。

次に、一番下の白丸、自然環境保全事業329万3,000円の下から2つ目黒ポツ、高ボッチ高原整備工事です。貴重な動植物を荒らされないように、高ボッチに木柵がありまして、その柵が大分老朽化していることから、計画的に修繕を行っております。来年におきましては45メートルくらい行うわけですが、この事業につきましては、県の自然環境整備支援事業の補助金を頂きながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

197、198ページ、上から4つ目の白丸、再生可能・省エネルギー促進事業です。新規事業として黒ポツがあります。既存住宅用太陽光発電設備設置促進事業補助金ということです。2050年ゼロカーボンに向けて、地域資源にあります太陽光を、さらに再生可能エネルギーの利用を促進することです。また、そういった中から分析したところ、さらにこの分野を広げるためには、既存の住宅の方たちにこの補助金を出して設置をしていただいて使って、さらに事業を進めてまいりたいと考えております。内訳としましては、4人くらいの家族が、もしその電気をFITで売らず、自分のところで使った場合等のことで、自家消費ができる量等に対して補助金という形も考えまして、4キロを上限に1キロワット当たり2万5,000円、1件当たり10万円の補助金を30か所の300万円を考えているところです。

続きまして、その下の白丸、紙のタイムマシン活用事業です。昨日、総務費で、横沢委員から御質問のあった件ですが、こちらに移行しておりますので、よろしく願いいたします。本市の紙のタイムマシンですが、本庁と保健福祉センターに1台ずつの計2台があります。平成29年の3月から令和6年の2月までの7年間のリースという形でした。そのことから、令和6年の2月でリースが終了することに伴いまして、現在、文書等の電子化が進んでいることから、紙の供給も大分少なくなつてまいりました。しかし、まだ紙のリサイクルも必要な部分もありますので、2台を1台とし、金額もエプソンとの調整により、現在、1か月当たり1台約23万円かかっているところですが、1台当たり、その半分の13万円くらいで契約ができるということで、この先、令和6年の3月から3年間、また再リースをしていきたいということで、2台を1台にして進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

7目斎場費の白丸、斎場施設管理費3,120万4,000円ですが、下から4つ目の斎場運営業務委託料1,820万5,000円は、斎場を運営していただいております塩尻造花への委託です。来年は366日のうち、友引、休暇を除きまして、302日の運転の委託料です。また、来週の3月13日から、県からマスクの着用について、信州新たな会食のすすめ等が出ておりますので、今までもコロナのレベルに合わせて斎場の御利用を市民の皆さんに御協力をいただいておりますが、新たな方式で市民に周知し、斎場の適正な活用をお願いしていくものです。

続きまして、203、204ページ、上から3つ目の白丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億4,785万8,000円です。下から3つ目の黒ポツ、ごみ処理基本計画更新策定委託料です。これは、先ほどの環境基本計画の更新と同じくして、ごみ処理の基本計画もこのタイミングで一緒に見直していることから、委託料を盛って、ごみ処理の基本計画も策定の更新をしていくものです。その次の黒ポツ、電子決済システム使用料ですが、松塩地区広域施設組合の施設であります、柿沢にあります塩尻クリーンセンターにおいて、組合で燃えるごみの処理手数料をキャッシュレス化することに伴いまして、市のごみであります埋立ごみの持ち込みに関しても、併せてキャッシュレスを行うことから、その電子システムの使用料の予算となっておりますので、よろしく願いいたします。一番下の黒ポツ、ごみ袋価格抑制対策補助金につきましては、物価高騰に伴う市民の皆さんへのごみ袋の袋代の物価高騰分に対する補助です。昨年の10月から開始しているところですが、令和5年についても1年間対応してまいります。よろしく願いいたします。

続きまして、資源リサイクル推進事業です。205、206ページの下から5つ目の指定ごみ袋製版業務委託料30万円ですが、プラスチック資源のごみの分別が変わることから、プラスチック製容器包装と、今皆さんに分別していただいている袋の印刷を変更する関係で、業者にこの版代を支払うものです。また、来年の途中には補正で、それぞれの対応について説明をお願いしてまいりますので、このプラスチック資源については、現在のところ、予算としてはこの30万円が出ているものです。

続きまして、3款1目上水道施設費、白丸、水道事業会計操出金5,455万3,000円ですが、一般会計から水道事業へ繰り出す費用ですので、経費を計上しています。よろしく願いいたします。私からは以上です。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けた部分の質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

○副委員長 水と緑の市民ネットが廃止になって、業務の委託が変わるという説明がありましたが、これを詳しく経緯と内容をお願いしたいと思います。

○生活環境課長 このNPOですが、水と緑の市民ネットのほうから、もう活動が継続できないということで、

解散のお話があったことですので、我々のほうでは内情については把握しておりませんが、その申出によって終了となり、既に解散しているものです。

○副委員長 そうすると、この業務に関しては、今までも市は途中で一切関与していなかったという認識でよろしいですか。

○生活環境課長 廃棄物不法投棄防止対策事業の上のポツにあります会計年度任用職員、警察のOBですが、そこがそれぞれに対応しているものになり、プラスして、こういった事業者から協力をいただいて、不法投棄の回収、見回り等をしていただいたものになりますので、一緒にやっていたものです。

○副委員長 私はビレッジならかわの役員もやっているものですから、話はあらかじめ聞いた部分があって、今回、仕事を受けるに当たって、今度は入札をしなければいけないという話を聞いていますが、これの主体は市が入札主体ということによろしいですか。

○生活環境課長 市が主体で委託を出しております。

○委員長 ほかにありませんか。

○柴田博委員 198 ページの真ん中あたりの既存住宅用太陽光発電設備設置の補助の関係です。1か所 10 万円限度で 30 か所分ということですが、蓄電池に対する補助みたいなものは、この中に入っていないのでしょうか。

○生活環境課長 今回は、蓄電池はセットで考えておりません。蓄電池に関しましても大変有効なものとは考えておりますが、あくまでも省エネルギーという形で捉えておりまして、今後、新エネルギーをさらに強化して、ただし、セットということは今後も考えながら検討してまいります。今回の補助金には蓄電池はありません。

○柴田博委員 今までもそうですけれども、これから発電だけではなくて、それを自分の家で消費するという点からは、蓄電池はどうしても必要になってくるということですので、ぜひその辺の補助についても検討いただきたいと思います。

それから、最後のところで、ごみの指定袋の製版業務委託料がありましたけれども、プラスチック製品の回収等について、今までの容器包装とは別に回収するというもののような形ですけれども、回収したものは、今までとは変わるわけですか。

○生活環境課長 国でその実験も進めて、先進地も進めて、業者も一緒に進めたわけですが、ほぼ同じルートで資源化できるという形です。ただし、硬いものとか、そういったものは制限が入ってまいりますので、そこら辺のところは市民の皆さんに分かりやすいように説明し、進めてまいりたいと思います。

○柴田博委員 現状では、どんなものは回収して、どんなものは駄目かというのが、もし分かったら教えてください。

○生活環境課長 プラスチック類であれば、ほぼ大丈夫ですが、大きさがあまり大きくてはいけませんので、まず一つ、大きさとしては指定袋に入る大きさというイメージを持っております。あと、硬さに関しても、皆さんの意識の違いが少しありますので、できるだけ具体的に分かりやすいもので説明して、分かりやすく言えば、まな板のプラスチックで販売されている少し厚みのあるような硬いものは駄目ですとか、そういったことについても分かりやすい説明で進めてまいります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

私から1点お願いします。194ページの廃棄物の不法投棄の関係で、放置自動車処理委託料3,000円となっているのですが、これは何をしていますか。

○生活環境課長 車に係るリサイクル料金の費用を計上しています。

○委員長 レッカー車とか、そういうのは全然予算にはないわけですか。

○生活環境課長 新車で車を買うときにもリサイクル料があると思いますが、その部分で、車を処分するときにリサイクル料がかかりますので、それが納められていない車だった場合に市で、家電4品で家電リサイクル料というのと同じように、自動車のリサイクル料がかかることから、その費用を予算化してあるものです。

○委員長 実際に、その放置自動車を片づけるときの費用は、ここには載ってこないということですか。

○生活環境課長 実際にかかるその費用は、ケースバイケースがありますので、ここでは見ておりません。ただ、警察との協議でかなり長い時間がかかりますので、そういったことで、どうしても市のほうで大きなお金をかけなければならないということになれば、その都度の対応をさせていただきたいと思えますし、また、下から6つ目の黒ボツの不法投棄物処理委託料につきまして、処理費をここで対応ができますので、この予算でそういったものの費用は捻出してまいります。

○山口恵子委員 同じページで監視カメラ通信料がありますが、不法投棄に関して監視カメラを使って警察と連携したりして、対策が進んだような事例がありますか。あれば紹介してください。

○生活環境課長 カメラの設置は非常に有効でして、警察では、不法投棄だけではなかなか捕まえないのですが、車のナンバーがカメラに映りますと、今年に関しても、3件以上はその所有者をカメラから割り出し、警察で呼んで厳重注意と始末書になった方もいらっしゃいますし、カメラによってナンバーが分かるということで、警察と一緒に動いていただけということが一番大きな実績となります。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 206ページ、剪定木等処理委託料については、手前どもの区で出したときに非常に出し方が悪くて、処理業者の刃を傷めたりして、処理業者も怒ってしまって、剪定木の処理が1週間放置状態であったのですが、その辺についてのその後のお話がなかったものですから、業者を変えられたのか、その業者に納得してもらったのか、その辺も教えてください。

○生活環境課長 令和3年度に、以前やっていた剪定木の業者から、機械の消耗等、いろいろなことを考慮してできないというお話がありまして、令和4年から業者を変えたところです。収集方法は特に変えてはいませんでしたが、少し徹底をしたところで、一般の市民の皆様の出したものが置いていかれることが少し多くなった事実はありましたが、各地区へ行きまして、チラシを通して周知をして、現在、御協力をいただいているところです。

○西條富雄委員 この場を借りて、すみませんでした。ありがとうございました。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、4款衛生費までは終了といたします。職員の入替えをお願いします。

それでは、次に進みます。5款労働費、207ページから210ページまでの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書207、208ページ、5款1項1目労政費の主な事業について御説明させてい

たきます。説明欄の上から3つ目の白丸、労働者福祉対策事業の1つ目の黒ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金 360 万円つきましては、中小企業退職金共済等の掛金を支払った事業主に対し、110 事業所 500 人分の掛金の一部を補助するものです。

次の白丸、雇用対策事業の最後の黒ポツ、人材確保支援事業負担金 150 万円につきましては、全国的に人材不足が顕著である状況で、ハローワークのほかに有料求人サイト、リクナビですとかマイナビなどを活用して人材確保に努める企業も多いものですから、その掲載手数料が高額であるという中で、少しでも経費負担軽減が図れるよう、対象経費の2分の1、上限 15 万円を補助することとし、市内企業の人材確保につなげるものです。

続きまして、最後の白丸、U I J ターン促進事業は、予算説明資料の 19 ページも併せて御覧ください。1つ目の黒ポツ、I T 事業者居住費補助金 36 万円につきましては、I T 事業者の本市への本格的な移住、事業開始及び拠点設置に向けて、試験的、試行的に移住を行う者に対し補助金を交付するものです。令和4年度は、4事業者が本市でお試し移住を実施しています。予算書 209、210 ページ、一番上の黒ポツ、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金 100 万円は、東京一極集中の是正を目指す県のU I J ターン支援事業と連携し、東京圏及び愛知県、大阪府の3大都市圏から県の認定を受けた中小企業等に就職し、塩尻市内に移住する単身世帯または2人以上世帯に対し、それぞれ上限 60 万円、100 万円の補助金を交付するもので、令和4年度は2件の実績となっています。なお、財源につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、国2分の1、県と市で4分の1ずつの負担となっています。次の黒ポツ、奨学金返還支援事業補助金 540 万円につきましては、令和5年度からの新規事業で、地域産業の担い手となる人材の確保及び若者の定住の促進を図るため、本市に定住し、市内等の事業所に就職する者に対し、奨学金返還の一部を助成する制度として、市内に本社を有する事業所への就職、または市内の事業所に勤務する場合は、補助率10分の10で上限1万5,000円を5年間、松本圏域に本社を有する事業所への就職、または松本圏域の事業所に勤務する場合は、補助率2分の1で、上限が月1万5,000円を5年間補助する制度です。

次の白丸、高齢者雇用対策事業の最初の黒ポツ、シルバー人材センター補助金 1,365 万円余につきましては、シルバー人材センターの運営に係る補助金として、このうち 173 万 2,009 円につきましては、朝日村が負担するものとなっています。説明は以上です。

○**先端産業振興室長** 私から、続いての白丸、塩尻型テレワークモデル確立・展開事業 4,287 万 1,000 円について御説明申し上げます。こちらの塩尻型テレワークモデル強化負担金に関しましては、塩尻市振興公社が実施しますKADOにおいて、より多くの時短就労希望者が安心して働ける環境を確立するため、KADOにおける業務環境、経営、営業、それぞれの領域での課題解決や機能強化の取組に対し負担金を拠出するものです。なお、財源につきましては、地方創生推進交付金を活用し、補助率2分の1となります。私からの説明は以上です。

○**社会教育スポーツ課長** 続きまして、2目ふれあいプラザ運営費、説明欄2つ目の白丸、ふれあいプラザ運営事業につきましては、講座の開催やプラザ運営に必要な経費を執行するものとなっています。説明は以上となります。

○**委員長** では、ただいま説明を受けた部分について質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

○**柴田博委員** 210 ページの一番上の奨学金返還の関係ですけれども、これは労働費の中でこういうのを扱って、代わりに労働費のほうから、例えば教育のほうへ払うとか、そういう扱いになる事業でしょうか。



○産業政策課長 今回の奨学金返還支援につきましては、基本的に対個人に対する補助金になっています。学生だった方が就職されて奨学金返還が始まった方に対して、申請していただいて個人に支払うという予算になりますので、庁内同士のやりとりはありません。

○柴田博委員 そうすると、対象になる学生はどこで借りてもいいということで、その借りた本人が市からそういう補助を受けて自分で返却するという、そういうことになるということですか。

○産業政策課長 今回の奨学金につきましては、全ての奨学金というわけではなく、ほとんどの方が日本学生支援機構の奨学金を借りていますので、主にはそちら。あと、全国の自治体で出している奨学金を対象にしています。

○柴田博委員 だから、借りていた本人は、そちらには返却はするということですか。

○産業政策課長 そうです。1回、それぞれ年度ごとにお支払いを奨学金のほうにさせていただきまして、その実績を市に頂いて、その分の同額を、上限額はありますけれど、その範囲内でお支払いするという形になります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 今の奨学金の返還の関係で、何人くらい、どのくらいを見込んで予算化したのですか。

○産業政策課長 現在の540万円の内訳につきましては、塩尻市内に就職する方20名、松本圏域内の事業所に就職される方20名、計40名で試算はしています。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、2時15分まで休憩をします。

午後2時04分 休憩

---

午後2時13分 再開

○委員長 では、休憩を解いて再開します。

次に、6款農林水産業費211ページから230ページまでの説明を求めます。

○農業委員会事務局長 それでは、予算書211、212ページ、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から御説明いたします。予算額につきましては、5,114万8,000円です。

212ページ、説明欄2番目の白丸、農業委員等活動費2,177万2,000円ですが、これは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に伴う経費です。

次に、4番目の白丸、農業委員会事務局諸経費288万5,000円ですが、これは、農地基本台帳の農地所有者の住民記録や農地の地番、面積などの情報、地図データの更新の業務委託料などの諸経費です。私からは以上です。

○農林課長 それでは、予算書213、214ページ、6款農林水産業費2目農業総務費中2つ目の白丸、農業総務事務費の下から4つ目の黒ポツ、農業振興地域整備計画作成委託料319万9,000円は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね10年を見通し、5年ごとに更新する農業振興地域整備計画の作成委託料でして、令和5年度は地区現況の把握や農用地設定の調整などの基礎調査を実施するものです。

次に、3目農業振興費中1つ目の白丸、園芸産地基盤強化等促進事業になります。上から6つ目の黒ポツ、野

菜価格安定事業補助金 900 万円は、野菜生産出荷安定法に基づき、野菜価格の下落時に生産者への補給金として交付される野菜価格安定制度の基金造成に関わる農家負担低減のための補助金です。

次に、予算書 215、216 ページ、2つ目の白丸、有害鳥獣駆除対策事業になります。下から5つ目の黒ポツ、有害鳥獣駆除対策協議会負担金 533 万 1,000 円は、野生鳥獣の駆除活動を実施しております協議会への負担金になりまして、負担金の内容は、小型獣から大型獣の駆除費が主なものです。

次に、その下の白丸、ぶどうの郷づくり等推進事業になります。1つ目の黒ポツ、果樹園整備促進事業補助金 1,825 万 5,000 円は、果樹産地としての生産振興を図るため、果樹園整備や苗木導入、ブドウの雨よけ施設整備に係る補助金です。

次に、その下の白丸、中山間地域等直接支払事業になります。予算書 217、218 ページ、上から2つ目の黒ポツ、中山間地域等直接支払交付金 2,953 万 3,000 円は、急傾斜等で作業効率が悪い中山間地域において、集落の将来像を明確化し、持続的な農業生産活動の実現を図るため、農地の保全活動を行う農業者に対して支払う国の交付金として、補助率は国3分の1、県3分の1となっています。

次に、その2つ下の白丸、農業経営体育成支援事業、予算説明資料は 20 ページとなります。本事業は、地域農業の持続的発展と振興のために、新規就農者と農業の担い手の育成支援を図る事業として、下から9つ目の黒ポツ、新規就農者機械導入事業補助金 500 万円は、新規就農者が経営に必要な機械、器具等の購入に要する経費を補助するものです。次に、下から2つ目の黒ポツ、農業次世代人材投資事業補助金 900 万円は、国の事業として、主な内容は、新規就農者への支援としまして経営開始最大5年間にわたり支援金を交付するもので、補助率は10分の10となっています。次に、一番下の黒ポツ、肥料高騰対策負担金 231 万 5,000 円は新規事業として、肥料価格高騰が続く中、国や県の支援に対して市が独自に上乘せ支援を実施するものです。国は化学肥料の低減に取り組む農業者に対し、肥料価格上昇分の7割を補填し、県は化学肥料の低減割合に応じて最大3割まで上乘せをいたします。市は、国や県の補助要件を満たしていることを条件に一律1割を上乘せし、農業者支援を図ってまいります。

次に、予算書 219、220 ページ、4目農村総合整備費の白丸、農業集落排水事業会計操出金 1億 9,552 万 2,000 円は、農業集落排水事業の経営安定を図るため、一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出すものです。

○**農業委員会事務局長** 続きまして、5目農地流動化促進活動事業費について御説明いたします。予算額につきましては、1,164 万 9,000 円です。この事業は、農家の高齢化が進む中、遊休農地の発生防止を図りながら、担い手農家を育成するため、農地の借り手農家に対しまして奨励金を交付し、農地の流動化を進め、農業経営の安定を図るものです。私からは以上です。

○**農林課長** 次に、6目農地費の2つ目の白丸、土地改良事業、予算説明資料は 20 ページになります。予算書 221、222 ページ、下から8つ目の黒ポツ、農業農村基盤整備工事 5,240 万円は、農業生産基盤整備として、地元要望に基づく農業用施設の整備や更新に係る工事費です。なお、本事業の財源は、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金や起債などで 4,800 万円余となっております。その3つ下の黒ポツ、多面的機能支払交付金事業補助金 9,321 万 9,000 円は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するものです。現在、市内8地区で約 1,670 ヘクタールを対象としており、補助率は日本型直接支払制度に基づき、国2分の1、県4分の1となっております。

次に、その2つ下の白丸、ため池耐震化事業になります。2つ目の黒ポツ、ため池廃止工事 3,280 万円は、南熊井地区の竜神ため池と平出地区の酒屋ため池の2か所の廃止に係る工事費です。

次に、その下の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業です。予算書 223、224 ページ、予算説明資料は 20 ページとなります。1つ目の黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金 6,567 万 8,000 円は、洗馬妙義地区及び今村堰の県営事業に係る負担金です。なお、財源としましては、公共事業等債 3,400 万円余を予定しています。

次に、8目土地改良施設維持管理適正化事業費の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業になります。上から3つ目の黒ポツ、ポンプ施設工事 1,250 万円は、塩尻送水機場及び東山揚水機場の流量計の更新に係るものです。財源としましては、国の維持管理適正化事業交付金を予定しておりまして、市の拠出金を含め、事業費の10分の10が歳入として見込まれています。

続きまして、2項林業費1目林業総務費の2つ目の白丸、林業被害対策事業、予算説明資料は 21 ページになります。一番下の黒ポツ、松くい虫被害防除対策事業委託料 4,900 万円のうち、松枯損木処理業務委託料が 1,900 万円、松くい虫侵入防止緩衝帯整備事業委託料が 3,000 万円でありまして、令和5年度の緩衝帯整備は、小曾部沓沢湖周辺を予定しています。なお、財源としましては、国の森林病虫害等防除補助金や県の森林づくり推進事業補助金を見込んでいます。

予算書 225、226 ページ、2目治山林道費の白丸、治山林道事業になります。下から2つ目の黒ポツ、林道改良工事 1,600 万円は、片丘地籍にあります林道大塚線の改良工事費です。財源としましては、国の地方創生推進タイプ交付金や起債を予定しておりまして、1,500 万円余を見込んでいます。

予算書 227、228 ページ、3目造林費の一番上の白丸、森林再生林業振興事業になります。予算説明資料は 21 ページになります。下から5つ目の黒ポツ、森林適正管理事業委託料 1,000 万円は、森林環境譲与税を活用した事業でして、事業内容は生活圏域に隣接する森林において、防災減災の観点から、緊急性の高い森林の整備を実施するものです。令和5年度は、勝弦地区、上組地区、太田地区で予定しています。

次に、その下の白丸、森林活用推進事業になります。下から2つ目の黒ポツ、森林活用推進負担金 4,920 万 7,000 円は、森林公社への負担金になりまして、森林集約化の促進、民有林整備に伴う事業体育成に取り組むとともに、バイオマス発電燃料供給事業も継続して進め、山側への利益還元と域内循環システム形成の具現化を図ってまいります。

次に、その下の白丸、木質バイオマス活用促進事業になります。予算書 229、230 ページ、2つ目の黒ポツ、木質バイオマス利用設備費等補助金 726 万円は、再生可能エネルギーの域内循環を図るためのまきストーブ、ペレットストーブなどの設置等を支援するものです。私からの説明は以上になります。

○委員長 それでは、ただいま説明を受けた部分について質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

○山口恵子委員 では、お聞きします。農業経営体育成支援事業の中に、新規事業で肥料高騰対策負担金が計上されています。資料を見ますと、国や県の補助に対して、市として上乗せをするという内容なので、国の事業に採択された人に対してという理解になりますが、それでよろしいでしょうか。

○農林課長 委員のおっしゃるとおりでして、まず国の要件を満たして国の補助金を受けることが条件になり

ます。

○山口恵子委員 この制度は当初から、生産者が国の制度を受ける条件として、化学肥料を2割削減しなければいけないようなことがうたわれていて、生産者はなかなかこの条件を満たすことが厳しいのではないかと考えていたのですが、実際にこの国の制度を受けるための条件、生産者として対象になれるのかどうか、塩尻市の状況についてお聞きします。

○農林課長 国が示す要件として、委員がおっしゃるとおり、2割削減しろと言っておりますが、実際のところ、国の要件を具体的に申し上げますと、国が化学肥料低減に向けた取組メニューというものを10項目以上用意しています。例えば緑肥を利用するとか、有機質肥料を使うとかです。あとは土壌分析だとか、そういった10項目以上のメニューのうち、2つ以上を今後2年間にわたって取り組むとすれば、国の要件を満たすということになっています。

○山口恵子委員 分かりました。それで今回、予算に計上されている対象とする生産者の件数は、どのくらいとして見込んでいるのかお聞きします。

○農林課長 この補助要件の中に、販売農家がこの補助の対象になるとされています。したがって、市の予算の根拠ですけれども、まず市内の販売農家、これは農林業センサスから拾い出したものですが、1,033戸です。また、もう一段階上の補助率となっている、信州の環境にやさしい農産物認証を取得している方は、県の上乗せが2割になりますので、市もそこに上乗せ1割しますので、その農家数が5戸ということで、当初の積算はそうになっています。

○委員長 ほかにありますか。

○赤羽誠治委員 これに関連してなのですが、12月の議会のときにも少し話をしましたけれども、資材費だとか動力光熱費、こういうものが上がっている、非常に高騰している。それで、いろいろ新規就農や担い手の支援をしているという、そういう状況ではあるのですが、継続してやっている既存農家も含めて、そういったものへの支援といいますか、その辺はどのように考えていますか。

○農林課長 現在、この肥料価格高騰対策につきましては、昨年11月にJAから市に対して要請を頂いているというところも設立した背景にあります。ただ、今現在、赤羽委員がおっしゃる資材高騰とか、そういった光熱費高騰対策については、市としては具体的な事業等は考えておりませんが、今後、JAからの要請、また、国や県の動きを注視して、市も国や県が動き出せばそれに準じて動いていきたい、検討していきたいと考えております。

○赤羽誠治委員 基本的に国や県の補助の上乗せとか、そういう形がなければ市はやらないという、そういう基本的な考え方だったのですか。市単としての事業の構築というのは一切もうできないものなのか、そこだけお答えいただけますか。

○農林課長 その資材の高騰だとか燃料費の高騰に対する補助とは、少し支援の仕方が変わってくるのですが、例えば、そういった経営が不振で借り入れた場合とかに、生産資金の利子補給だとか、そういったことをやっておりますので、そういった経営で収入が落ち込んだとかという場合にも対応できる利子補給があります。直接的に資材高騰を支援するものではありませんけれども、そういった形で支援はしていきたいと思っております。

○赤羽誠治委員 今言ったそういう内容についても、塩尻市独自のそういう支援の方法があってもいいと思う

のです。全面的に全て補助しろとかそういう形ではなくて、やはり農家がこれからも営農を続けていけるという意欲が持てるような、そういった施策を構築してもらうのも一つだと思いますので、要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 224 ページ、一番下のところです。林業被害対策ですけれど、カモシカに限らずニホンジカだとか、大変これ多いのですけれど、この委託というのは猟友会などに対する委託費なのか。少し額が小さいように思うのですけれど、これは何なのでしょう。

○農林課長 カモシカ食害対策事業委託料は、猟友会に対する委託費です。ただ、カモシカは国の天然記念物に指定されていますので、むやみに駆除できませんので、国へ農業被害があります、林業被害がありますといったような報告を上げた上で、個体数調整の許可が下りた頭数に対して駆除することになっています。

○小澤彰一委員 むやみに林を食べられたり、私のお墓のところの生垣なんか丸坊主になって、見るも無残なのですけれど、ぜひ何とかしていただきたいなど。

それで、その下の松くい虫なのですが、これは業務委託になっていますが、これはどこに委託するのでしょうか。

○農林課長 松くい虫の委託につきまして、枯損木処理については市内の業者になりますけれども、病害虫等駆除というところに登録がある業者に依頼をしています。現在4社です。それから、この中に緩衝帯整備の委託料も入っていますけれども、緩衝帯整備もそういった同様の内容で指名をしまして、入札をかけているという状況です。

○小澤彰一委員 そういう業者たちは、切った枯損木をどのように処理されるのでしょうか。

○農林課長 もう明らかに枯れている枯損木については、その場で一定の長さに玉切りをしまして、そこに積んで、そこに燻蒸処理というものをやります。要は蒸す薬剤、それから、それを覆うシートをかけまして、中にいるセンチウを死滅させる処理をいたします。

○小澤彰一委員 燻蒸というのは毒ガスで処理するという意味ですよね。できれば6月の虫が羽化する前に、冬の間倒したものを近くの土場などに集めて、それをチップ化するような方策を取れば、それは燃料としてすぐに使えるのではないかとと思うのです。枯損木といえども有効活用する必要があるし、できるだけ速やかに処理していただかないと困ると。それから4,900万円というのは、これは高いのか安いのか、私は分からないのですけれど、どの程度の範囲を想定されているのですか。

○農林課長 基本的には、この処理費については昨年の実績を踏まえて積算をしていますけれども、その状況がその年々によって変わってきますし、かなり増加するようであれば、また補正等の対応で委託料を増やしていきたいと考えています。

○小澤彰一委員 要望ですけれど、とにかく見えたら切って処理をしていただくためには、本当にこれだけの予算よりももっと増やしていただかなければいけないかなと私は思うくらいなのですが、ぜひ補正なども議論させていただくということを前提にして、速やかに枯損木処理をやっていただきたい。これは要望です。

○農林課長 令和4年9月補正では2,500万円余の、この委託料の補正をお認めいただいているところですし、令和5年度の当初予算も前年度比プラス200万円の増額になっております。こういった補正、それから当初予算を含めて、カミキリムシが羽化、脱出するのが6月中旬頃と言われておりますので、そこまでにはしっかり早期

発見、早期駆除に努めていきたいと思っています。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 今回の関連ですけれど、それは昨年も、なかなか松くい虫の被害に遭ったのはそのまま放置された部分があって、今年は本当に広がるのではないかと心配しているものですから、6月の羽化する前には、今枯れて見える部分なり、調査した結果、これは松くい虫の被害だというものについては処理できるという理解でいいですか。

○農林課長 とにかく早期発見に全力を尽くして、伐倒・燻蒸処理に努めていきたいと思っています。今、この時点で枯れているアカマツの中には、カミキリムシが卵を植え付けて、その中に松くい虫の感染源となるセンチチュウが潜んでいます。カミキリムシが羽化して脱出するのが6月になりますので、先ほど申し上げましたように、6月中旬頃までには予算の中でしっかり処理していきたいと考えています。

○古畑秀夫委員 ぜひ、そういうことでお願いします。

218 ページの農業経営体の育成支援の関係で、下のほうに新規就農者の機械導入事業、それから、その下の4つ目、農業用機械導入補助がありますが、これは新規と一般の人たちと分けて、農業機械の補助を出すということで、どの程度想定しているか含めてお聞きしたいと思います。

○農林課長 まず、農業用機械導入補助金300万円につきましては、一定規模以上の面積を耕作している方が対象になります。一定規模というのは5ヘクタール以上ということになりますが、補助率10分の3で上限100万円となりますので、現時点では3件を予定しています。新規就農者の機械導入補助金500万円につきましては、購入経費の2分の1を補助するものでして、上限100万円ですので、新規では4件で400万円となります。それから、50万円の補助金を2件ということで、トータル500万円見えています。

○古畑秀夫委員 そうすると、もうほとんど予算の中で想定されているという理解ですか。

○農林課長 事前にお話がありまして、想定はしています。

○古畑秀夫委員 それからもう1つ、新規就農の農業次世代人材投資事業というのは、少し以前と名前が変わっているのですが、この件の補助金の内容というのは、前は150万円を5年間というような国の事業としてあったと思うのですが、それと変わらないのか、この辺の補助金の内容等についてお聞きします。

○農林課長 この農業次世代人材投資事業補助金は平成29年からやっております。令和2年の採択者につきましては、年間150万円を5年間交付するのですが、この150万円は上限でして、前年の所得に応じて年間の交付額が変動いたします。令和3年度採択者に限っては、年間150万円が3年間、4年目以降2年間は、年間120万円となっています。それで、令和4年度に総合対策事業というのが新しく創設されまして、これは年間150万円が3年間定額で受けられるものになっています。

○古畑秀夫委員 これは何人くらいを対象の予定にしていますでしょうか。

○農林課長 農業次世代人材投資事業補助金につきましては、6人が継続されています。150万円の6名分ということになっています。

○委員長 ほかにありますか。

○中野重則委員 毎年この春の時期になりますと、洗馬の小曾部、岩垂、片丘、大きく砂煙といいますが、畑の土が舞う。これは毎年起きる時期になってまいりましたが、予算上は214ページの園芸産地基盤強化等促進事

業、下から4番目のこの予算でいいのですか。

○農林課長 風食防止対策協議会への負担金は、その上にあります下から5つ目の黒ポツで、松本南西部地域農地風食防止協議会負担金50万円となっています。

○中野重則委員 この下の農地地力向上対策事業補助金というのは、これ中身は何ですか。

○農林課長 担当の係長から答弁します。

○農林課産業振興係長 緑肥種子の購入の補助になります。

○中野重則委員 分かりました。そうすると、松本南西部地域農地風食防止対策協議会の負担金ですが、実際に風食防止のためにやっている措置や対策をお聞きしたい。

○農林課長 協議会は県の農業農村支援センターが事務局になりまして、構成員としまして松本市、朝日村、山形村、塩尻市。またJA等が構成員となっています。この協議会の取組としまして、令和3年度は、山形村におきまして、越冬マルチによる風食防止対策の検討を実施しているところです。マルチの剥がれ具合とかか土壌の水分量、これは冬が来る前にマルチを敷いて、その翌春どのような状況になっているかというものを検証したものです。また、今年につきましては、塩尻、松本、朝日、山形のそれぞれの市村で1か所ずつ試験圃場を設けて、早く枯死をする緑肥作物を試験的に植えたり、従来の緑肥、麦を植えたりとかいうような検証を実施しているところです。

ただ、これにつきましては御意見があろうかと思いますが、ひたすら試験だとか検証だとかということしかやっていないのではないかという御意見を頂くかと思えますけれども、松本の地域振興局の横断的なこの風食を課題といたしまして、先日も検討の内容についての説明をしに来たところですし、先日の県会の一般質問におきましても、この話題が取り上げられている状況です。いずれにしても、こういった試験ばかりをやっては本末転倒ですので、こういったものをいかに農業者、耕作者へ普及、それから誘導していくかということが、今後、重要な課題となってくると思えますので、その辺はまた協議会の中でもしっかり意見を提案して検討していきたいと思っています。

○中野重則委員 本当に、解決策が見つからない難しい問題でしょうが、いろいろな人の知恵を絞って、何とか少しでも被害が少なくなるようなことを考えていくことが必要だろうと思えます。ですから、協議会等でいろいろな話をしていただいて、少しでも進歩ができるような形での協議の結果を期待申し上げて質問を終わります。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 関連してですけれど、12月議会で私も申し上げましたが、片丘地区は大体ソバが多いのです。実際、回ってみますと、緑肥をきちんとまいて緑に覆われている畑と、完全に裸の土地と、極端に分かれているのですけれど、やはり緑に覆われているところ、緑肥をまいたところというのは一定の効果があるのです。ぜひ、ああいうものを検証して、種代が載っていますけれど、ぜひ普及していただきたい。これは、中野委員がおっしゃった風食の土煙を浴びるほうも被害者ですけれど、農地が失われる農家の方も損失、被害者なのだと。だから、協力を求めて、ぜひ進めていただきたいと私も思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 216ページの有害鳥獣の駆除について、今年目標はありますか。獣種別に。

○農林課長 令和5年度の駆除計画につきましては、ニホンザルが200頭、ニホンジカが300頭。これは市が許

可申請をしているものでして、もう1つ、大型獣でイノシシは100頭という計画になっています。

○副委員長 やる場所とか地域、これはどんな状況になっていますか。

○農林課長 猟友会が、それぞれ発生するような場所でわなを設置したりとかするほか、市の一斉駆除としまして、ここ数年はニホンザルの一斉駆除を年に2回実施しています。これは昨年度の実績で申し上げますと、洗馬の小曾部地区と奈良井地区で実施をしています。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、次に進みます。7款商工費、231ページから242ページまでの説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、予算書231、232ページ、7款1項1目商工総務費の主な事業につきまして説明させていただきます。2つ目の白丸、商工総務事務諸経費の1つ目の黒ポツ、商工業振興審議会委員報酬10万1,000円につきましては、市設置の審議会開催に伴う15人分の報酬です。

続きまして、2目商工振興費、最初の白丸、地域企業経営革新プロジェクト推進事業につきましては、予算説明資料19ページも併せて御覧ください。3つ目の黒ポツ、人的資本経営推進事業委託料500万円につきましては、新たに人材不足を課題とする市内企業が多数おりますけれども、こちらに対しまして国が進めている人的資本経営とは人材を単なる労働者ではなくて資本として捉え、その価値を最大限に引き出すことで中長期的な企業価値向上につなげる経営の在り方のことを申しますが、この人的資本経営を取り入れつつ、企業の目指すべき方向を示す会社独自の経営ビジョンであったり、人材ビジョンなどの策定を伴走支援するものでして、求職者、職を求める方から選ばれる魅力ある企業づくりへと変革を促す取組を促進し、人材不足の解決を図るものです。なお、財源につきましては、地方創生推進タイプ交付金を充当することとしています。

続きまして、3つ下の黒ポツ、商工業振興対策事業負担金1,000万円につきましては、市内の中小企業が展示会へ出展する際の費用を補助する受発注支援事業や市内企業の競争力向上を図るため、販路開拓や人材採用、生産性向上などで、社内のデジタル化を促進する取組に対し、費用の一部を補助する中小企業デジタル化促進事業のほか、新たに既存社員がスキルアップのために各種オンライン講座などを受講した場合に対し、費用の一部を補助する人材育成支援事業を新たに設けまして、アフターコロナを見据えた事業者支援を図ってまいります。

次の白丸、中小企業融資あっせん事業につきましては、市内企業の安定した経営を下支えし、地域経済の向上と雇用の確保をするための制度融資の事業です。なお、令和3年度に創設しましたコロナ資金、新型コロナウイルス感染症対策経営安定特別資金の最長2年の据置き期間がここで終了となりますが、利用事業者の中には新型コロナウイルス感染症の長期化ですとか物価高騰等により、返済資金の確保が厳しいとの声ですとか、商工会議所からの要望もあったことから、令和4年度に創設しました据置き期間を最長2年間設ける経営安定資金のコロナ借換え分をこの4月から1年間延長することとし、事業者支援に努めてまいります。

続きまして、予算書233、234ページ、2つ目の白丸、企業立地促進事業は、予算説明資料の19ページを併せて御覧いただきたいと思っております。4つ目の黒ポツ、企業立地推進プラン作成委託料300万円につきましては、現在造成中の野村桔梗ヶ原の産業団地が完売状況です。ただし、企業などからの問合せも引き続きありまして、次の産業用地の確保が急務ということから、新たな工業用地の確保の必要性や用地規模など、中長期的な産業土地利用を示す推進プランを策定する費用です。これに伴いまして、第六次総合計画ですとか都市計画マスタ



ープランなどとの整合を図りながら、定住人口、就労人口の増加に寄与する新たな産業用地確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

その下の白丸、商業地活性化事業の4つ目の黒ポツ、大門駐車場設備改修負担金8,500万円余りにつきましては、老朽化しています大門駐車場の設備等を令和元年度から計画的に改修するための負担金です。令和5年度につきましては、デッキプレートが腐食している大門駐車場の床板、床面の改修工事を今年度に続き実施するほか、設置から30年が経過しています2基あるエレベーターの制御盤ですとかモーターなどの部品が、令和5年度末で生産終了ということになるため、来客者の安全面の確保の観点から、新しい部品に更新するものです。

次の白丸、創業支援事業の黒ポツ、特定創業支援事業負担金50万円は、塩尻商工会議所が塩尻市創業支援計画に基づき、経営財務、事業計画策定、ブラッシュアップなどのセミナーを開催するための負担金です。私からの説明は以上となります。

**○先端産業振興室長** 私からは、白丸、シビックイノベーション推進事業、予算書234ページから236ページに一部かかります。予算説明資料は22ページを御覧ください。こちらシビックイノベーション推進事業につきましては、シビックイノベーション拠点スナバにおいて、地域課題や社会課題を解決する持続可能な事業を創出するため、社会企業の育成、支援を行う事業となります。具体的には、起業家コミュニティの運営、支援プログラムの展開、事業資金の支援、関係人口の創出と巻き込み等を実施します。黒ポツ、会計年度任用職員報酬、黒ポツ、地域おこし協力隊活動補助金については、地域おこし協力隊4人分の経費となり、こちら特別交付税の対象となります。黒ポツ、関係人口創出事業委託料、シビックイノベーション推進負担金については、地方創生推進タイプ交付金を活用し、補助率は2分の1となります。

続きまして、予算書236ページ、白丸、塩尻型Ma a S構築事業について御説明します。こちらにつきましては、都市計画課で現在、社会実装を推進していますオンデマンドバスのるーとを中核とし、定時定路線バス、鉄道等のほかの交通モードとシームレスに組み合わせたMa a Sシステムを官民共創で開発、実証、実装する事業となります。令和5年度におきましては、松本市への公共交通利用の利便性向上を図る広域連携Ma a Sアプリの実証実験や、観光や小売り等の別領域等、交通サービスの連携を図るためのリサーチ、研究開発、実証実験に取り組む予定です。なお、財源につきましては、地方創生推進タイプ交付金を活用し、補助率2分の1となります。

続いての白丸、地域DX推進事業について御説明します。こちら、6月上旬に開所予定の地方DXセンターcore塩尻において、地域の課題を地域で解決する地産地消の地域DXを推進し、新たなサービスアプリケーションの創出と、それらの他地域への波及を図る事業となります。令和5年度におきましては、同施設のパーパスであります「まちに変革を起こし続ける場所」に共感、共創するパートナーとして、地域住民、民間企業、教育機関、国、自治体の巻き込みと、それらパートナーやKADOと連携して地域の課題を解決する新たなサービスの創出に取り組むものです。こちら財源につきましては、地方創生推進タイプ交付金を活用し、補助率2分の1となります。私からの説明は以上です。

**○産業政策課長** 続きまして、3目木曾漆器振興費の白丸、木曾漆器振興事業ですが、説明資料の20ページも併せて御覧ください。最初の黒ポツ、会計年度任用職員報酬と11個下の黒ポツ、地域おこし協力隊員採用支援業務委託料50万円、最後から2つ目の黒ポツ、地域おこし協力隊員活動補助金200万円、合計432万4,000円

につきましては、全国の産地でも後継者不足の課題解決のために活用しております地域おこし協力隊制度を木曾漆器の産地でも導入し、木曾漆器の製造技術等の保存、伝承及び後継者育成につなげていくものです。なお、今後の予定ですけれども、5月の連休明けに公募を行いまして、面接等を経て、6月頃には採用していきたいと考えております。私からの説明は以上となります。

○**観光課長** 237、238 ページ、4目地域ブランド推進事業費、予算額6,263万2,000円につきましては、説明欄2つ目の白丸となります。地域産品ブランド化事業、予算額1,020万円ですが、上から2つ目の黒ポツ、ワインブランド推進事業負担金150万円は、塩尻ワイナリーフェスタへの負担金です。次の黒ポツ、地域ブランド推進活動負担金698万2,000円は、地域ブランド推進活動協議会へ負担金を支出しまして、地域ブランド産品のプロモーションを効果的に推進するためのもので、特産品の市内外へのプロモーション、商談会などの費用で、令和5年度につきましては、首都圏で塩尻ワインの質の高さを認知していただくため、消費者に影響のあるハイクラスな飲食店を使って、同業者を招いてプロモーションを行ったり、今までも継続しました特産品のトップセールス、ワインセミナーなどを開催していくための負担金です。次の黒ポツ、シャトルバス運行補助金165万円につきましては、松本山雅のホームゲームの開催に伴うシャトルバスの運行補助金としまして、リーグ戦ホーム19試合中9試合を対象にシャトルバスを運行する経費になります。

続きまして、その下、5目観光費、予算額1億1,251万3,000円につきましては、説明欄2つ目の白丸、観光振興事業、予算額7,467万円につきましては、下から2つ目の黒ポツ、地域活性化企業人委託料100万円と、239、240ページの上から7つ目の黒ポツ、地域活性化企業人活動負担金554万4,000円につきましては、総務省が行っております民間のスペシャリスト人材を活用しまして、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、民間企業に所属したまま週の半分程度、その社員を市で受け入れて、観光協会のほうで派遣をしまして、観光協会の組織力、収益力の強化につながるものとして事業を引き受けていただいております。現在の引受け企業につきましては、株式会社JTB長野支社と委託契約を結びまして受入れを行っております。来年が最長の3年の最終年となります。なお、この事業に係る財源につきましては、特別交付税で措置されるものとなっております。次に、今の地域活性化企業人活動負担金から3つ上に戻っていただくようになりますが、観光協会運営補助金6,269万1,000円につきましては、塩尻市観光協会への補助金で、塩尻駅前、奈良井宿内、奈良井駅、それぞれの観光案内所及び売店の管理運営経費、観光協会事務局職員の人件費、自主事業経費などが主なもので、5,769万1,000円、そのほかに、アフターコロナ観光需要喚起施策としまして、バス旅行等に対する運行費補助を現在は予定しておりますが、4月以降、その時期に応じたコロナ禍における観光誘客促進につながるような補助メニューを実施する予定で、現在は500万円の予算づけをしております。続きまして、2つ下の黒ポツ、シャトルバス運行事業負担金289万6,000円につきましては、奈良井宿と木曾平沢の連続する重伝建築をより効果的に観光資源として生かしていくとともに、漆器産業の発展を含めた地域活性化に寄与するために、周遊運行するボンネットバスを運行する経費です。

その下の白丸、観光施設整備事業、予算額2,264万円余につきましては、真ん中より少し下の黒ポツ、清掃委託料として427万円余、観光施設と観光課で所管しますトイレの清掃委託料となっております。その2つ下の黒ポツ、みどり湖釣り場・周辺管理委託料400万円余につきましては、お金を取っている有料観光施設として設置しております、みどり湖、田川浦湖でのヘラブナ釣り料金の徴収、みどり湖花公園周辺の管理等をシルバー人材

センターへ委託するものです。

241、242 ページの説明欄の白丸、広域観光推進事業、予算額 920 万 7,000 円のうち主なものにつきましては、3 つ目の黒ボツ、信州まつもと空港利用促進負担金として 3 団体に 514 万円の支出、それから、その下の黒ボツ、木曾観光連盟負担金 225 万 1,000 円につきましては、塩尻市から中津川市までの 2 市 3 町 3 村の木曾が一体となりまして、誘客促進を図るための広域団体へ負担金を支出しているものとなります。7 款商工費は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいま説明があった部分の質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○赤羽誠治委員 236 ページをお願いします。木曾漆器振興事業の中で、地場産センターの指定管理料、運営補助金、貸付金等ありますけれども、先日、15 年も勤務された職員が 1 人辞めてしまったと。しかも、地場産センターの再構築に石坂副市長が尽力されて、副市長も市役所に来てしまったと。そうすると、人材がすごく寂しくなっている。地場産センターの運営は本当に大丈夫かなと心配になるのです。今後、その辺はどんなふうに対応されるのですか。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 私から答弁させていただきます。委員おっしゃったとおり、正直、辞められた職員を次期の運営の後継者ということで、もう 1 人同期がいるものですから、この 2 人を後継という位置づけで取り組んでまいりました。しかしながら、本人の志もあって、本人も葛藤したということはおっしゃっていましたが、本人の意思を尊重する形になりました。委員おっしゃっているとおり、人を入れないと、財団の維持は厳しいものかなと考えております。残った職員と、早速、その辺について、まず財団が本来しっかりやらなければいけないものを、今までも整理はしていたのですが、再度整理をして、今後、どこへ向かって行くか、その向かって行くに対してどのような人材を、またこれは今度一からという話になってしまいますので、結構長期なスパンがかかってしまいますけれども、そこははっきりして、基本的には、新たな人材を確保して継続していきたいと、今のところは考えております。

○赤羽誠治委員 2 つあります。新たな人材は確保する見込みはあるのかということ。それから、もう 1 点は、部長が大事なことを言ったのですけれど、地場産センターを今後どうしていくのか。3 年後なり 5 年後なり、どういうふうにしていくのか。そのイメージなり、そういうものがなければ、ただただ金を注入すればいいというものではないと思うのです。その辺のノウハウは、石坂副市長がよく分かっていると思うので、しっかりやってもらいたいと思うのですけれど、その 2 点についてどうようにお考えか、お願いします。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） まず 1 点目ですが、具体的な人物像というものは、今のところ、見込みはありません。ただ、どんな人材が必要かというものは早急に整理をしておりますので、まず、そのところの洗い出しをしたいと思います。

それから、2 点目ですけれども、これは平沢地区の方々、木曾漆器組合の方々も非常に関連してまいりますので、木曾漆器組合の方々も含めて、本来の財団のあるべき姿、ハードの地場産センターの在り方というところの検討を始めておりますので、そのところはしっかり、財団に残った職員を中心に、我々も中に入って整理をしていきたいと思っておりますので、委員の言われたことはしっかり進めていきたいと思っております。

○赤羽誠治委員 分かりました。木曾漆器は伝統産業であり、伝統の産品なのです。後継となる伝統工芸士も非常に若い工芸士がいなくなっている。やはり人材はすごく大事だと思うのです。人材を育成するというこ

とをしていかなければ、未来は見えてこないのではないかと思います。したがって、そういう形の要求に見合う方がいればいいけれども、とにかくその辺のところは副市長にお願いしたいのだけれども、今まで取りかかってきたこともありますし、当然、今は副市長ですから、地場産センターにもう少し目を向けていただいて、その辺の人材育成や、あそこは販売がなくなれば、地場産センターはほとんど終わりになってしまいますよね。あとは、組合でやっているいろいろな修復事業くらいしかなくなってしまうことになりますので、そこはしっかりやっていただければと要望にさせていただきます。

○委員長 副市長、何かコメントください。

○副市長 赤羽委員の御意見はごもっともでして、私も御縁がありまして運営に携わらせていただいた期間もあります。今回の件に関して言いますと、そのハードをきちんと自走できる施設にしていく、要するに市の負荷をなくしていくということが1つと、それから、運営していく組織をどうしていくかということと、二面性があると思います。その大前提に木曾漆器という産業がどう振興していくかということがあります。どれも1つだけに注力してうまく成就していくものではないと考えておりまして、私もお手伝いの期間がそれなりにありますので、木曾漆器組合の方々、地場産業振興センターの職員の方々との関係もありますので、委員おっしゃるように、今まで以上に、当然自分事として関わってまいりたいと思いますし、最終的には、塩尻市の資産である木曾漆器という産業がきちんと繁栄していくことのためにハードだとか運営というものがあると考えておりますので、そこを見据えて関係の方々注力してまいりたいと考えております。

○副委員長 関連で、今の副市長のお話、また、私は12月に一般質問をさせていただいて、副市長のお考えを聞かせていただいて、方向や市が描いている地場産センターの姿、それで、赤羽委員が言われたこと、全くそのとおりであります。運営がきちんと転がっていく姿を、私も触れさせてもらったわけですが、うまくやれば利益が上がり、回っていく一つの姿が去年の決算で少し見えています。こういったことと、先ほどの人材、これは非常に苦慮している中で、1つは、今回提案させていただいた地域おこし協力隊を早速予算化させていただいたので、地域の中へこれを持って行って、新しい血を入れる、そういったことを早速やっていただきたいと思えます。

それで、1点だけお伺いしたいのですが、連休明けから公募に入るということですが、公募に当たっては、漆器組合とはどのような連携体制、あるいは話が既に何かできているかどうか、いかがでしょうか。

○産業政策課長 今のお話のとおり、どうしても産地、漆器組合との連携が不可欠になってまいります。ですので、採用条件ですとか、受入れ体制等は全て漆器組合が主導でやるということで、既に理事会にも諮っていただきまして、組合でどういう体制で、例えば、地域おこし協力隊の方がどこの職人に入るのかも公募しながら決めていきたいということも、話を伺っていますので、そういったところで連携を深めて、最後は、どちらにしても産地に入っていくのが最終目標になりますので、人とのつながりも含めて、組合とは連携していきたいと考えております。

○副委員長 ありがとうございます。まさにそういう方向で結構だと思います。産地には、もしこの制度でやってくれれば、あとはやる気があると。逆にいうと、ほかの業者と競合になったらどうしようみたいな話がでるくらい、これは楽しみにもしていますし、ぜひこれは成功していただきたいと思えます。

それと、副市長に、うちの工房にもぜひ来ていただきたい、新しい石坂副市長と話をしてみたいという人もい

ました。ぜひ工房に通って、そんなコミュニケーションを取っていただくような努力もお願いしたい。これは要望にさせていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西條富雄委員 ぜひ我々議員も、微々たる売上げでしょうけれども、木曾漆器のことについて協力したいと思ひます。私、ずっと木曾漆器のプレートをつけているのですけれど、当時5,000円くらいで買えたのです。今は6,000円か7,000円くらいするのですけれど。これ行政視察に行ったとき、あるいは他市に行ったときに何だという話になって、私も作るというのが少し広がっています。松本の議員も、今会合を開けていないのですけれども、協力してくれる人もいますので、我々、少し高いかもしれないけれど、7,000円から協力しながら、議員18名ですので13万円くらいですか、売上げはわずかですが宣伝効果がありますので、議員終わる最後の私の皆さんへの願ひで、ぜひ次の皆さん、作ってください。

○委員長 ほかにありますか。

○小澤彰一委員 これも要望ですけれど、地域おこし協力隊は3年ですよ。伝統工芸士になるまでには20年近く修行を積まなければならない。10年程度の職人は商品を作るわけにはいかないのです。おてこなのです。だから、生産活動に従事できない。まして、雇用関係にないので、職人は個人事業主なのです。そうすると、消費税のインボイス制度をまともに受けるのはこの人たちなのです。だから、こんなやつてられない。年を取っている人でも、こんなにいじめられるならもう辞めるよと廃業しようとする人がいる中で、本当にやるのだったら、地域おこし協力隊レベルではなくて、本格的な人の養成をしていかないと、私は駄目だと思います。取りあえず、地域おこし協力隊の事業についてやっていただきたいけれども、20年30年かかった人づくりの道筋をぜひこれから検討していただきたいと思ひます。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 同じページですが、塩尻型Ma a S構築事業についてお聞きします。令和5年度の事業内容が資料にありますが、この事業は国でも推進していますし、市としても新たな取組、挑戦段階だと思います。何年計画で取組をされるのか、実際に市民が広域連携Ma a Sアプリを使えるようになるのはいつ頃を目指しているのか、その点について大まかな計画でいいのでお聞きします。

○先端産業振興室長 まず、何年計画かというところですが、こちらは自動運転と併せて2025年を一旦の目標地点としております。2025年の時点で、塩尻市に住んでいる方がこのMa a Sを通じて利便性を実感できる年にしていきたい。それが我々の目標です。その中でも、広域連携Ma a Sアプリにつきましては、一番実装に近い事業ということで、令和5年度中に実際に住民の方にアプリを使っていただける環境をつくっていききたいと考えております。

○山口恵子委員 高齢化の中で、松本地域との生活がとても密接していて、とても重要な期待される事業なのですが、今年は検討、開発を行うということですが、現在、課題となっているようなことがありましたらお聞きしたいと思ひます。

○先端産業振興室長 幾つも課題がある中で、我々が最重要視して解決したい課題が、Ma a Sの範囲として、基礎自治体の範囲内では完結しないサービスがありますので、松本、安曇野も含めた広域経済圏、生活圏の中で、いかにこのサービスを実装するかが課題となっております。そのためには、松本市、安曇野市、周辺の自治体にも入っていただいて、同じ開発をしていかないのがまず1つと、その上で一番大事なのは、行政のサービスでも

あるのですけれども、運営は地域の交通事業者が主体となりますので、その交通事業者の巻き込みをどうしていくのか、そこを我々は課題として認識しております。

○山口恵子委員 担当の職員の御尽力だけでは、かなり課題が大きいところもあるので、市長、副市長、部長もぜひ広域連携がスムーズに行くような対策、課題解決ができるような方向で御尽力をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 先ほど小澤委員からありました地域おこし協力隊の件で、昨日、シティプロモーションのほうで質問して、その答弁が商工費のほうが出ると思ひまして、今日にまた振っているのですけれども。地域おこし協力隊6人が起業していただいて、民泊業とかイベントとかいろいろやっただいていただいているのですけれども、それが塩尻の経済波及効果、どのようにあったのかお分かりになりますでしょうか。いわゆる地域おこし協力隊6人が今やっただいていただいているのですけれども、塩尻の経済にどういう効果があったかということをお聞きしたいです。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 退任して起業した地域おこし協力隊、当時、官民連携推進課で担当していましたので、私から答弁をさせていただきたいと思ひます。昨日、秘書広報課のほうで提出書を配りまして、委員がおっしゃったのは4番目のところですが、今WBCやっただいて、その経済効果はというと非常に分かりやすい数字が出るのですが、正直、そこまで分かりやすいものが出ないものですから、一個一個の事例で簡単に説明させていただきます。

上から3つ目の農家の課題解決やブランディングというものは、これはスナバの地域おこしで、田中暁です。農家の課題解決ということで、ブドウ農家の課題を解決するために会社を起こしまして、その結果、塩尻駅の階段のところにアイマニというワインの店をオープンさせました。5月にオープンさせまして今日まで、お客さんが延べで大体月1,000人を超えている状態です。全部塩尻産のワインを提供しております。古いデータで申し訳ありませんが、オープンから10月までの間に延べ約850本のワインを販売して飲んでいただいたそうです。また、その運営に当たっては、アルバイトを7名雇用しているというものです。

あと、一番下の滞在型コミュニティ拠点づくりとありますけれども、これはNPO法人MEGURUの横山が、本市の関係人口の創出ということで、副業人材をこれまで50人くらいマッチングをしておりますけれども、いろいろな事業をやっている中で、滞在型の場所が欲しいということで、具体的にいうと、ゲストハウスみたいなものを大門商店街に整備したいということでやっております。こちらのNPO法人MEGURUに関しましては、いろいろな事業を国、市、県から受けております。その際に、業務委託の関係ですけれども、15名ほどの方々と業務委託関係を結んで、仕事を出しているという状態です。

今朝のNHKのニュースでもやっただいていただけたけれども、地域おこし協力隊を卒業した後というのはどうしても社会起業家、コミュニティビジネスですとか、マイクロビジネスに特化するものでありますから、非常に波及効果という点で数字は小さいものでありますけれども、着実にこの地に残って、いろいろ活動している者が実態として出てきていると把握しております。私からは以上です。

○西條富雄委員 ありがとうございます。具体的にこういうことがシティプロモーションのほうでは出なかったものですから、今日質問しました。850本のワインのうち2本くらいしか貢献できていませんけれども、ぜ

ひ今後の経済発展につながっていくように要望いたします。

○委員長 ほかにありますか。

○石井勉委員 お願いいたします。先ほどから地域産業の活性化、あるいは地域性を大切にするというようなお話をいただいております、大変ありがたいと感じるわけです。また、新設の工業団地が順調だというお話もいただいております、その工業団地に関連してくるのですが、広丘エリアがまた大きく発展するなど、関係人口、直接人口、あるいは就業環境等がいい方向に向かっていくのだらうと想像しているわけです。地域性ということでお聞きしますが、広丘エリアについて、今後、商工業的にこういうことに力を入れていきたいというイメージがあったらお聞かせください。

○産業振興事業部長（産業政策・観光担当） 非常に難しい質問だと思っております、若干、個人的なところも入ってしまつて大変恐縮ではありますが、広丘地区は居住人口が多い地区になっております。今回の野村、桔梗ヶ原も広丘地区に造るのでありますけれども、進出する企業側も人手不足の関係で、特にパートの募集をする場合に、住居があるエリアに近いほうがいいみたいなニーズもあつたりします。今後も、これは土地利用の関係ですので、いろいろな法規制がある関係はありますけれども、産業の誘致という点では、行政に限らず、民間も活発に行っている地域なのかなと思っております。

それから、商業に関しましては、広丘地区の商店街はかなり長い間、自分たちでやっております。例えば、広丘夏祭りも私たちから若干補助金は出していますが、運営から企画から商店街の人たちがやりましたし、そういう意味では、既存の商店を含め、新たな商店の進出も補助金等で支援していますので、そういうところは今後も引き続き伸ばしていきたいと考えております。

○石井勉委員 ありがとうございます。お話があつたように、地区は駅周辺を中心に、非常に自主的に、あのエリア独特の追い方をしている地域だなど。私も広丘エリアの商店街に所属しているものですから、一緒に皆さんと活動しながら、非常に力強い場所だ。また、お話がありましたように、人口増加のエリアでして、例えば、学校関係でいっても、通っているお子さんだけでなく、親世代、その親、そして、またその親も同じ学校に通っていたというように、非常に地域に根づいた環境が強い場所であります。

ただ、だから大丈夫かという話ではなくて、特に商業関係の皆様にお聞きすると、今はまだ自分たちで活動することができているけれども、この先は分からない。皆さん、危機感を持っていらっしゃいますので、ぜひ今まで以上の交流を持っていただきまして、お話にありました夏祭りも、残念ながら企画倒れが何年も続いておりまして、やり方を忘れたという話も聞いております。ぜひ今まで以上に積極的な交流を図っていただきまして、コンパクトシティと以前は言っていましたけれども、そのまちで完結できる可能性の高いまちですし、また、地域色を伸ばせる、人を呼べるまちでもあると思っておりますので、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、7款商工費については終了といたします。

本日はここまでとし、週明け13日は8款土木費から審査いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時27分 閉会

令和5年3月10日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印